

Title	史料としての傳説
Sub Title	
Author	柳田, 國男(Yanagita, Kunio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.2 (1925. 5) ,p.1(161)- 68(228)
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250500-0001

史

學

第四卷

第貳號

大正十四年五月

史料としての傳説

—

世に安徳天皇の御舊跡と傳ふる地、兼葭堂雜錄卷四には、九州の數ヶ國と對馬、それから阿波、因幡攝津などの例を擧げて居るが、勿論之を以て盡しては居ない。土佐だけでもまだ三箇所あると、土佐海卷三には記して居り、其所は現に政府の刊行する地圖の上に、安徳天皇御陵傳説地と指示してある。所謂平家谷の口碑を運搬する人々は、必ず貴き童兒の神を崇め祀つて居たらしいから、至尊流寓の畏れ多き物語が、彼等の間に成長することは最も自然である。而して平家の殘黨の世を忍んだと云ふ處は、南は既に薩南の諸島から、遙かの果の與那國に迄及ぶのみならず、東北は又出羽の莊内最上に亘つて、

史料としての傳説 (柳田)

(五七)

一

其數は殆ど無限である。是が偶合で無いことを信ずとすれば、將來恐くは其比較研究に由つて、中代の國民遷移を支配した、興味ある理法を見出すことが出來ようと思ふ。只如何せん現在に於ては、一般史學者の之に對する態度が、尙過當に冷淡であつて、所謂齊東野人の語を以て視るばかりか、時としては單純なる地方人を、恰もうそつきなるかの如く取扱ふが故に、彼等が愈々其確信に固執するの結果と爲り、彼等と共に靜かに傳説の歴史としての價值を、考へて見ることの難きは勿論、寧ろ折々は政治の力に據つて、國民史の記述を改訂させようとする運動を、喚起することにもなるのである。

地方に於ては此類の衝突は、多くは傳説の勝利を以て終つて居た。地方人が切に信せんと欲する事蹟を信じ得ない者は、郡史村誌を著す資格が無いものと認められた。従つて所謂式内の神社が、神名帳所載の數に數倍し、小野小町が五十箇所を生れ、百箇所で葬られたことになつても、是は互に如何ともする能はざる事であつた。併し最近中央の問題に爲らうとする津輕北部の長慶天皇御遺蹟、茨城縣の某村に、新たに見出されたと謂ふ後醍醐天皇の御陵、或は此二つと到底兩存し得ない富士山麓の、南朝大本營説の如きは、何れも今一步を進めて一般國民から、承認を要求せんとするものである以上は、歲月をして自然に眞偽を決定せしむべく、打棄て、置くことは六かしい。しかも南方朝廷の隠れたる御事蹟に對しては、思慕同情の尙至つて濃厚なるものがあれば、將來類例の諸國に出現すべきことも、想像するに難からず、史學者が單簡なる否認抹殺を以て、之を始末してしまふことの出來ないのも、亦殆ど明か

になつた。

此の如き新しい傾向、即ち世間が何と思ふかに頼着せず、信ずる者だけで之を信じて居ようとした態度から、信すべき舊傳であるからは早く世間に知らしめて、從來の誤謬を正さねばならぬと云ふ考に、地方の人が移つて行く状態は、勢ひ傳説の研究方法を改めねばならぬ結論を導くと思ふ。從來の史家は揃ひも揃つて、傳説のほんの一小部分を史實として其儘採録し、他の大部分は丸々排斥した。發生成長の順序、及び之を承繼する者の立場、土地との關係等から考へて、傳説には其様な顯著なる類の差別は無いので、彼等が取捨は如何にも無法であつた。他の一方には又重きを藝術的效果に置いて、鑑賞者の趣味は如何様にも傳説を變化させ得る者の如く考へ、既に之を空想の領分に引込んで、故意に史的價値を破壊した者も多かつた。双方共に年代と群衆との、微妙な力を無視した罪は同じである。大きな國民ではあるが日本人は、まだ自分の過去に關して甚だ憫れな智識しか有つて居らぬ。殊に人間生活の大きな半分、即ち思想と感情との二千年の變化に付ては、曾て豊富に存在した史料を、自ら大急ぎで滅さうとして居た。それを稍遅蒔ながらも、今漸く我々が心付いたのである。

二

天皇潜幸の諸國口碑が、悉く平家谷系統の移住譚から發生したもので無いのは勿論である。上代より

保存せらるゝ國々の風土記、若くは正史に採擇せられた家々の舊辭を見ても明かなるが如く、此民族が最も大なる熱心を以て語り傳へたのは、我邑我族と大御門との關係、殊にはあきつ神の稀の行幸であつた。其光榮を記念するのは誠に國人の至情であつて、歲月の久しさを以て其確實を危むことは出來ぬが、しかもいつの間にか其記憶の一半は、所謂傳説に化して居り、従つて大昔も猶今の如く、直ちに之に由つて歷世の御國巡りの跡を推知することは難く、結局は日本人が遠き國に住みながら、永く朝家に向つて渴仰の情を抱いて居たことを、認めしむるに過ぎぬわけであつた。世情が全く改まつて遠國の行幸が、政治上の大不幸を意味するやうになつて後も、同種の傳説は依然として行はれた。沖の小島の御假宮、或は西海南山の悲しき御旅路に關聯して、珍しい色々の語り草の残るのは、さもあるべきことであるが、諸國の事例は此場合には限られて居らぬ。例へば宮城、福島二縣の境に於て、諸邑に用明天皇と御妃及び王子を語り、土佐と薩摩大隅の海邊に於て、到る處に天智天皇の御宮居の跡を説き、東國では上總に弘文天皇の御陵、又三河には文武天皇、美濃には宇多天皇の假宮を傳ふるの類は、何れも土地に久しく齋き祀つた、神の社の由緒として、附近住民の信仰生活に、深い根をさして居るもので、注意して見ると其言傳への中に、共通して居る箇條が少なくない。當時供奉をして來た臣下の者が、永く定住して代々神祭の役を勤めたこと、美しい少女があつて御左右に召され、若宮を生み奉り、或は別離の後、愛慕の情に堪へずして命終つたと云ふなど、之を此種の小説が大に流行してしまつた後代から見

と、平凡謂ふにも足らざる事件の如くであるが、文學に縁の少なかつた村々の人には、必ず偉大なる感動の泉であつた。傳説の起原と諸國に於ける一致は、多分此方面から解釋して行けることと思ふが、今は敢て之を企てぬ。必要なるは唯日本の國民が、よその民族よりも遙かに立ちまさつて、帝王巡國の傳説を信じやすい、習性を具へて居た事實を、注意してもらふことである。

而して自分の見る所では、平家谷の口碑は此便宜に乗じて、此の如く海内に流布したのであつて、源平の旗の色と稱する白色赤色の忌、小松氏に對する特殊の人望、モリと云ふ語尾を伴ふ人々の名前などは、單に少しづつ其傳説の成長を助けたに止まるやうに思はれる。但し東西の各山村に於ける細部の異同を、詳しく調査した上でなければ、果して自分の想像するやうに、其口碑の發生に參與した種族が、全國を通じて唯一つであつたと云ふことは、證明し得られぬであらう。是は問題が大きいだけに、研究としても大事業である。一回の論文で之を盡すといふことは望み難い。仍て先づ手始めには、近世に至るまで引續いて諸國を移動して、特殊の傳説を運搬して居た一種族、近江の小椋(ヲグラ)氏の事蹟を考へて見たい。言ふ迄も無いが、自分はまだ此徒が平家谷傳説の作者だと謂ふのでは無い。單に比較的材料の多い方面から、我邦には歴史に見落された國內移住が、可なり系統的に行はれて居たこと、傳説は恰も北海の霧が、寒暖二種の潮流の遭遇から生ずるやうに、文化の水準を異にした二つの部曲の、新なる接觸面に沿うて現れやすいこと、傳説の變化には別に作者を要せず、それ自身の力でも色々に成長

して行くものだと云ふことを、考へて置くだけである。

三

後醍醐天皇の御遺蹟は、又愛知縣西部の郡村にも、之を主張するものゝあつたことを記憶する。其傳説の根據の一つは、土地に古くから在る王塚と云ふ塚であつた。此點は常陸の近頃の類例が、天王塚の名稱を以て、之を御陵の證據とするのに似通つて居る。通例天王と謂へば四天王、又は大梵帝釋の如き、其崇敬の式に土壇を必要とする眞言派の神々を考へねばならぬ筈であるが、最初から天子の行幸を信じて居る人々には、此だけの名稱でも一つの力であつた。王塚と云ふ方は更に不明白で、或は大きいから大塚であつたらうと謂ふ人も多いが、それは土地の人の語の心持を無視した説である。又王ならば天皇で無い筈と、考へる人も多くなつたが、是亦昔の田舎の人の物言ひに疎い批評であつた。近世までの俗語では、王と天子と二つの名詞に大小の差は無かつた。めつたに使はぬが王と謂へば、やはり國王のことであつた。それから政治上の細かなことは知らぬ故に、王子と謂つてもやはり「至つて貴い御方」を意味することは略同じで、之を君と神とのみに限つて用ゐた。最初は單に偶然の撰擇であつたものが、天王と謂つた爲に陛下と解して、忽ち記録との矛盾を指摘せられ、すげ無く否認せられる場合の多いに反して、王又は王子と謂つて居るといつ迄も假容せられる。或は皇統譜に記入が無くとも、漏れた

のかも知れぬと云ふことになる。但馬越前で謂ふ表米親王、丹後海岸での金碗皇子、攝津勝尾寺の開成皇子、出羽の羽黒の蜂子皇子など、有名なる例だけでも尙幾つかを列挙し得られる。今日では是が全く別種の傳説にならうとして居るが、最初は恐くは一つであらうと思ふ。

此話をして置く必要は、越後東蒲原の所謂高倉天皇陵に關聯して殊に之を感ずる。此陛下は御在世も久しからず、又記録の豊富なる時代であつて、御生涯には隠れた隈も無いのに、突如として其の遙々の御旅路を信ずる村が、やはり北國の田舎にあつたのである。但し東蒲原郡の方では、温故之棗第二十四編に、天皇世の亂れを厭ひたまひ、伊豆守仲綱以下の武士を案内者として、來つて留らせたまふと記したる小川莊上條谷、又此地に在つて神隠れたまひ、御遺骸を葬り奉ると傳ふる中山の御廟山に付ては、共に此頃では地方の學者たちの意見に従つて、高倉天皇は高倉宮の誤と云ふことに一致して居る。無論さうした方が確かに信じ易くはなるが、それは唯傳説を信じ易くしたと謂ふだけのことであつて、果して話の元の形が、此通りであつたか否かは、又別の問題である。

思ふに高倉宮以仁王の御行衛が、宇治川合戰の當時から、既に種々なる風説を生じて居て、結局は不明に終つて居る故に、奥州越後の境の山に、御遺跡が有つても不思議で無いと云ふことを、人が始めて心付いたのは、さまで古い頃の事で無いやうだが、しかも斯う云ふ切れくゝの、各地必ずしも兩立せぬ言傳へは、ずつと其以前から行はれて居た。例へば中山部落の十三戸の清(セイノ)氏の本家は、珍しい

舊家であつて、元祖の銀太郎銀次郎の兄弟が路を開いたと稱して、其名を以て呼ばれて居る山もあり、所謂小野の猿丸太夫と何かの關係があるらしいにも拘らず、今では最近の解説と妥協して、以仁王の從臣の子孫と謂ふ者があると、又さうでも有らうかと思つて居るやうである。文字の記録が出来ると傳説は固定してしまふが、勿論それを以て口碑發生の時代を決することは出来ぬ。故に我々は寧ろ地方の史學が甚だしく不完全で、誤謬偏見曲解を以て充ちたる書物のまだ残つて居るうちに、大急ぎで其矛盾の中から、將に合理化せんとする傳説の本來の姿を、一瞥して置く必要を感ずるので、それには此から考察して見ようとする小椋氏の記傳が、今ちやうど頃合の熟し方であることを幸とする。

四

高倉宮以仁王御墳墓考と云ふ書物が有る。宮城三平と云ふ人の著述で、北越史料叢書の第二卷に採録せられて居る。親切周到なる勞作であるが、實は我々の目的から申せば、此本だけは少しく熟し過ぎて居る。最初に其結論を要約して見ると、以仁王は著者の斷案に従へば、宇治川敗戦の後先づ奈良路から近江の信樂に遁れ、東海道を下つて甲斐より信濃に入り、上州の沼田に越えて片品川の流を溯り、檜枝岐(ヒノエマタ)の山村を過ぎて、南會津には入られた、故に只見川右岸の村々に、宮御通行の遺跡が無數に分布して居るのである。而も近隣の武士に敵意を合む者があつて、更に安全なる武陵桃源を求めた

まふとすれば、此から東蒲原の小川莊へは、たゞ國境の山一重であつた。曾て忠義の誠を致した者が、所在に御遺蹟遺物を保存して、家の昔を誇るのは、至つて自然の結果だと論じてある。

此書の功績は不幸にして資料の判別の方面には無かつた。東山村地誌と云ひ會陽小川風土記と云ひ、色々珍しさうな寫本の名は擧げてあるが、すべて新編會津風土記より後のもので、しかも力めて之と抵觸すまいとしたものばかりらしい。會津郡の村々には、治承四年書之とある社誌とか、養和年間の日記とか、取分けて怖ろしいものが多かつた。續群書類從第七十四卷に編入せられた、會津高倉社勸進帳の如きも其一種で、表紙には明應九年所書記也とあつて、文は聖堂式とも名くべき近世風の漢文であつたが、宮城氏の著述には此等の文書の多くが採用せられて居る。由緒ある舊家に於て、王より賜はつたと傳ふる寶物にも、牡丹を描いた南京皿十枚とか、梅に根笹の模様あるひゞ焼の盃の類少なからず、或は又無銘の刀子、矢の根、五器や朱塗の椀など、云ふ物も、是非とも先づ年代を見極めてから、其由來を聽くべきものであつた。殊に注意すべき點は、宮の御詠と傳ふる三十一文字が、如何にしてもあの頃のものらしく無いことであつたが、是も些しも考の中に入れられてゐなかつた。

次には其傳説の内容であるが、多くの平家谷の口碑と比べて見て、變化が新しい爲か、此方には一層無理が多い。一言で謂へば何の爲に、此様なひどい山中へ、王子が御入りなされたか、明かでない。難を遁れ亂を避けて、安住の地を求め玉ひしものとしては、そちこちに戦争の跡が多く、家來たちが功名

手柄を現し過ぎて居る。と云ふよりも全體に少し話が多過ぎる。今ある附近の御遺跡を皆眞なりとすれば、宮は頼朝が志を得てしまつた後までも、こんな狹隘なる山里を蜘蛛手十文字に、行巡つて居られたことになつてしまふ。恐くはそれ迄の理屈は考へない人々の間に、王子流寓の物語が久しく人望を博して、次から次へと成長して行つた結果が是であらう。然らば又其中心は何れに在り、如何なる力によりて統一せられて、今日の様な一編の歴史と爲り、多くの會津人をして終に之を信せしむるに至つたかと問へば、どうしても若干の嫌疑を掛けてよい人が、實はかの山中に早くから、入つて來て住んで居たのである。

何れの村でも、家筋の古いことだけは確かで、之を具體的に證出することの出來ぬ家では、何とかして其便宜を求めようとするのが普通だが、小椋を苗字とする木地屋の部曲は、更に一步を進めて目的の爲に手段を擇ばなかつた。少なくとも彼等の中の歴史家は、歴史は小説と同じく人が製作してよいものと思つて居たらしい。而して其趣向には常に定まつた型があつて、必ず中心を以仁王の如き、不遇の皇族にして居たのである。越後小川莊中山の清一家が、小椋氏の古い分派であつたことは證據が無い。或は後に會津の傳説にかぶれて、共々に高倉宮を稱することになつたのかも知れぬ。之に反して會津側の舊傳に作爲の痕のあることは、王の從臣の顔觸を見ればよく分る。大内水拔萩原等の諸村に於ては、先づ以仁王なるが故に源三位入道の一門が來て働いて居る。伊豆守仲綱は御伴をして、八十里越から越後

に入らうとして途中で死んだことになつて居る。乙部右衛門佐源重頼と云ふ者が有つて、亦頼政の子であつた。何故の乙部かは知らぬが、此地方に子孫の家がある。それから渡邊長七唱、猪野隼太勝吉なども遣つて来て大に戦うて居る。其以外に宮の直臣として尾瀬中納言藤原頼實がある。其兄大納言頼國は檜枝岐の山に留るとあつて、上州藤原村民家に傳ふる古系圖に、檜枝岐二郎尾瀬三郎兄弟とある者と、どうやら同じき理想人物らしいが、何れにしても國境尾瀬沼の附近が、勤王派の勢力圏であつたことを謂はんとするものらしい。又三河少將光明と云ふ人もある。明治十五年に檜枝岐村の三河澤を焼畑して、一箇の塚を見出した。是れ其の三河少將の墓なりと宮城氏が謂ふのは、どうした證明方法であるか分らない。最後に今一人の大切なる人物として、小椋少將藤原定信と云ふのがある。是れ即ち木地屋部落の眉目と認むべき忠臣であつて、會津では少將など、稍謙遜をして居るが、彼等が本國江州の小椋に於ては、之を小椋太政大臣實秀と傳へて、やはり小野宮惟喬親王に隨從して、あの山中に土著したことにして居るのである。

五

傳説が前代信仰の久しい記憶から、時につれて成長した場合には、仲綱となり猪早太と爲ることは屢有つても、斯う云ふ思ひがけぬ人傑が、横合から飛出すやうなことは滅多に無い。斯う云ふことをする

のは殆ど木地屋特有の癖である。假に會津の山村に古くから、高倉と呼ばれた神の宮があつて、王子巡遊の口碑は自然に以仁王の傳説を發生せしむべき傾向を有つて居たにしても、其從臣の連名に小椋少將を加へる迄は、只の神官の企て能はざる所である。然らば其小椋氏の一族は、どうして又こんな遠國の山中に、來會せて居たのかと謂ふに、それには簡單に述べ盡しにくい興味ある沿革があるのである。

山地を旅行する諸君には、もう説明の必要の無いことだが、木地屋は山中の樹を伐つて、轆轤を以て椀類の木地を製作する特殊の工人のことである。其郷里は前に述ぶる如く、近江愛知郡の伊勢に境した東小椋村であるが、其大部分は數百年以前から、郷里を離れて原料の豊かな諸國の山に、分散して住んで居り、或る至つて珍しい組織を以て、常に故郷の村との聯絡を保つて居た。會津は東部の日本に在つては、殊に彼等の多く集合する一箇の中心地であつた。即ち今日も猶盛に産出せられる此地方の名産、會津漆器業の有力なる參加者である。曾て「日本及日本人」の郷土光華號に、二瓶唯由と云ふ人が會津漆器の由來を掲げたことがある。此中に土地の傳説として、昔源平時代に平家の遺臣、遁れ來つて會津南奥の地に住し、木地挽きに従事した者を以て元祖とする。其子孫相傳へて小椋を以て姓とすと謂つて居る。平家と云ふ二文字だけを拔差しすれば、乃ち第二の傳説にも通用したのである。

但し奥州の山に於て轆轤を以て椀類を製したのは、勿論此傳説の如く古い時代からではあるまい。豊臣氏の頃に會津を領して居た蒲生氏郷は、本國が近江の日野であつた。日野は日野椀の産地にして、小

棕の山と關係があつたらしく、現在の會津塗は、或は事情に通じた蒲生氏の獎勵が、之を促したのかも知れぬ。新編會津風土記に依れば、天正十八年に蒲生氏は、近江の慈教寺の僧に勧められて、小棕莊の君ヶ畑から、木地頭の佐藤和泉同新助の兩人と、五人の木地挽とを喚寄せて、若松城下の七日町に屋敷を與へ、山村に入つて木地を製せしめた。最初には會津郡慶山村、それより次々に他の地方にも及んだ。此徒の土著する部落は多く、大抵木地小屋を以て村の名として居る。耶麻郡酸川野の端村なる木地小屋には、木地頭彦右衛門あり、即ち佐藤和泉の後裔である。木地師は常に山林に於て小屋を掛け、良木盡くれば他山に遷り、其住所を一定せず、其居を移すことを飛と稱すとも書いてある。同書に擧げてある木地屋の部落だけでも、中々の數であるが、彼等は人に知られず自由に飛んで居たのだから、此以外にも勿論多かつたことと思ふ。而も氏郷以前にも、少ないと云ふだけで、既に久しく木地挽は入つて居た。檜原軍物語には文明年間に、耶麻郡の檜木谷地に兇賊が據つたことを述べる序に、此所深山高地にして五穀登らず、農夫居らず、只木地挽等七十餘戸あるのみと謂ひ、尙天正十三年の小谷山城成就の條には、檜原の宿から百姓木地挽等を新城の城下へ移したことを述べて居る。此等蒲生以前の木地屋が、何處から何様して來たかは、考へて見る價值がある。彼等には轆轤と云ふ特別の技術がある爲、只の農民からは自然に轉業し難いのみならず、斯うして山奥などに群を爲して住むからには、やはり他所から昔も移住して居たのである。

會津以北の奥羽地方にも、山の木を伐つて椀や杓子を製する者が、到る處に住んで居て、或は地名としても残つて居るを見れば、相應に古くからの事であつた。秋田邊にも會津と同様に、「飛」をして居る木地屋があつた。唯不明なるは彼等も亦、いつの頃かに近江から移つて來たか否か。及び何か都の貴人の由緒又小椋少將の忠義と云ふ類の話を、傳へて居たか否かである。磐城の北の境の遠刈田の温泉では、松川を隔てた對岸の、新地と云ふ部落が木地屋である。もとは附近の木地屋敷と云ふ處に住たと稱し、彼處にも尙若干の木地屋に住んで居る。彼等の苗字は小椋であるに反して、新地の方では全部佐藤を稱し、佐藤忠信の後裔と謂つて居る。牽鑽表始命記と題する一卷の來由書を持傳へて居ると謂ふ。牽鑽は或は捲胎の覺え誤りか、兎に角に轆轤のことを意味するらしい。佐藤庄司の系圖を説くとすれば、必ず又別箇の傳説であらう。何とかして一見したいものと思つて居る。佐藤を稱する二人の木地頭が、近江から招かれたことは前にも述べたが、是には何か深い事情のあることで、單に佐藤の苗字が東北六縣に於て最も古く、且つ最も有力であるから、借りたと云ふだけでは無いやうに思ふが、残念ながら今はまだ詳しく此點を論ずる力が無い。

六

右の遠刈田新地の木地屋たちが、佐藤氏の家紋と稱して用ゐて居る源氏車は、是亦王孫流寓の傳説を

研究する者の、看過すべからざる一點である。此車は多分十六本の輻(ヤガラ)を有し、甚だしく菊花御紋章に紛らはしいものだらうと推測するが、果して實際はどうであらうか。それに付ては今一度立戻つて、越後小川莊中山村の、所謂高倉天皇御陵の記事を尋ねて見る必要がある。村から五丁ほど西に當つた、僅かな山上の平地であつて、やはり小倉嶺と呼ばれて居る。土地の人の最も尋常に非ずと感じたのは、其墓地の構造であつた。諸書の記述を綜合すると、附近は一圓の栗林であつて、塚の上にも老木の栗の木があつた。其傍に車の形に造つた石塔の如きものがあり、中は空虚にして履石の左右に、十六の車輪を彫り付けてあると云ふ。それから北の方へ十六間ほど隔て、又一箇の石の車家形が立ち、其背後に封土あり塚の上に老樹あること南陵と同じく、之を御連枝四ノ宮の御陵と傳へ、それより東へ少し下りて、御所跡と稱する二町四方の平地があつたと、温故之棗には記して居る。成程里を離れた栗林の奥などに、此様な石の工作物が有つては、驚く方が當り前である。普通の人は不用の金が有つても決して斯う云ふことはしない。第一此だけの石工は山中へ呼寄せるとしても、乃至は作つた物を運搬するにしても、平和の農村に在つては年代記的の大事業である故に、知らぬ間に建つて居たと云ふことを信じ得ないのであるが、見る人が見たならば石の産地や技工の巧拙から、年代も作者も容易に分る筈であるのに、其をも試みずしていつ迄も、素人と共に空漠たる想像を馳せて居た學者があつたのである。

全體日本の工藝史の研究は、今まで非常に貴族的であつて、刀鍛冶や蒔繪師の傳統ばかりを穿鑿し、平

民の生活を現狀まで進めてくれた、木や石の製品に付ては少しも考へた人が無かつた。關東の平蕪に充満する年代明白なる板碑の彫刻は、之を大凡時期を同じくして、北上川流域に流行した長大なる石塔の彫刻と、何程の異同があるか。又此だけ精巧なる彫刻をする爲には、鑿やたがねの製作も相應に進んで居た道理だが、如何なる人が之に參與し、又どうして地方に之を分配したか。そんな事を考へずしては、勿論所謂車家形の由來などは考へられぬ。金屋石屋の國內移住の跡は、木地屋に比すれば更に一層不明であつて、彼等相互の關係の如きは、到底之を窺ひ知る端緒も無い。従つて此山奥に石屋が居なかつたと云ふ證據も無いわけだが、假に自分の想像するやうに、特殊の刃物を持つた器用なる木地屋が、何等かの趣意を以てこんな石塔を作り上げたと云ふことは疑はしくとも、少なくとも所謂十六の車輪、即ち放射線の十六本ある圓盤紋様だけは、正しく此人々の意匠に出で、且つ恐くは彼等の携へて居た轆轤の應用であつた。其證據と謂つてもよい事實がある。

信州伊那の大河原村は、宗良親王御經過の地であり、吉野に劣らざる南朝方の根據地であつただけに、郷人思慕の情を基礎にして、其口碑に注意して見ると、浪合記一流の無理な傳説が幾らも出來て居る。小椋一族が之に參與した確かな痕跡は無いが、此邊も亦彼等活動の舞臺であつた。松下赭山君の言に依れば、此村木地屋敷と云ふ地には、小椋又は大倉と云ふ苗字の家多く、他と稍異なる風俗がある。例へば圍爐裏にかぎを用ゐず、五徳の大なるものを用ゐて飯を炊くなどは其一つである。又木地墓場と云

ふ處があり、彼等の墓では石碑に菊の御紋を刻んで居るとある。無理に其理由を問ひたゞさうとすれば、如何なる事を言ひ出すか知らぬが、近世の木地屋には彼等にも解らぬ由緒があつて、菊の御紋を用ゐて居た者は、決して一二山中の同業者だけで無かつたのである。近江小椋庄蛭谷の筒井八幡社は、全國の木工に知られて居る神社だが、近頃まで頒布して居た御影の掛軸は、正面に高く器地轆轤之祖神惟喬親王命尊像と書し、其尊像の上方左右には、十六の菊と五七の桐とを描き、歌加留多の繪で見る姿の男女二人が、其前で古風な轆轤を廻し、椀を製して居る所が繪にしてあつた。即ち祖神が惟喬親王である故に、此御紋を用ゐると言ふつもりらしいが、或は其様な説明の無い頃から、彼等に屬したシムボルであつたかも知れぬ。是も後年決定せらるべき興味ある問題の一つである。

蛭谷は君ヶ畑と境を鄰して、共に所謂小椋六ヶ畑の内であるが、久しい以前から利害を異にして軋轢して居る。即ち蛭谷の筒井八幡宮に對して、君ヶ畑には太皇大明神があつて、何れも惟喬親王の御廟と稱し、全然同様なる傳説を語り、而も双方ながら一手に全國の散在木地屋を、支配しようとして他を排斥した。諍訟は元祿寶永の頃から、文化文政に及んで尙解けず、結局は東西の本願寺、本當二山の修驗者と同様に、管轄區域を定めて境を守ることにした。兩社の事務員が毎年各地を經廻して、木地屋同士の聯絡を保つのを、妙な名稱であるが氏子狩と稱した。宇佐八幡の例に倣うたものと謂ふのは果して事實であらうか。彼等が旅行には一定の道中手形があつた。又會符（エフ）と稱する札を立て、荷物を運

んだが、其札の上には亦例の、十六の菊の紋が描いてあつた。蛭谷の方では其下に公文所御用と書したのは、八幡の社務を筒井公文所と呼んだ爲で、此はまだ遠慮深い方だが、君ヶ畑では菊の紋章の下に、高松御所御用と書いた會符が、今でも記念品として保存せられて居る。御所とは惟喬親王の昔の御所の意味で、宮を開基と傳ふる金龍寺のことであつたらしい。それが穩當か否かは、もう遠い過去の問題に屬する。我々の問題は二村が喧嘩を始めるよりも以前から、菊に似た紋章の用ゐられて居たか否かで、それがやがては越後小川莊高倉陵の所謂車屋形の石塔の、本來の性質を決定することになるのである。

七

近江蛭谷の筒井八幡宮では、明治十三年に一千年祭を舉行して居る。此山中の惟喬親王は、日本紀略よりは十七年早く、皇胤紹運録などよりは七年おくれて、元慶三年に三十六歳で御隠れになつて居るから、其翌年から算へて正に千年にはなるのであつた。此時は北海道を除いて、殆ど全國から寄附金が募集せられた。又文化十三年の社頭營造には、京都外三十六國を勸進して、三千六百餘名の者が之に應じたと謂ふことである。此中の大部分は木地屋であつて、しかも筒井派に屬した者だけであらう。君ヶ畑の方では明治五年三月に諸國木地師人別帳と云ふものを作成した。其集計を見ると、極めて五百九十二戸、内奥州が二口で合せて百七十八戸、信州が三口になつて百九戸、遠州が八十八戸、三州が二十戸に

濃州六戸、越州とは越前のことか二十二戸、中國筋では播州二十九戸、作州三口で三十戸、因州十戸に伯州十七戸であつた。此中には次に言はんとする吉野に熊野、丹波から但馬方面、東國では箱根大山等を抱合する相州も入つて居らず、甲斐も兩毛も脱してをり、美濃信濃が有つて飛驒が無く、四國では阿波も土佐も、木地屋の多く働いて居る地方であるのに、少しも此中には算へて無い。其等が何れも筒井八幡の方の管轄であつた爲に、此統計からは漏れて居るのか。或は又諸國の木地屋中には、故郷との聯絡が絶えてしまつて、自然に蛭谷君ヶ畑のごちらからも獨立してしまつた者が、多かつたのであらうか。自分としては多分兩方の原因からであらうと考へて居る。君ヶ畑は愛知郡の行止りで、伊勢の山に境した囊の底のやうな谷であるが、東に越えて犬上郡に入ると大君ヶ畑と書いてオジガハタと云ふ山村あり、其も元は木地屋であつた。オジは即ち王子であらうと云ふことで、爰にも惟喬親王の舊傳に近きものが及んで居たらしいのである。彦根の老學者横田香苗翁の談に、維新前櫻田の藩邸に、大君ヶ畑から出た若者が一人働いて居た。道樂をして金に困ると、折々箱根の木地屋即ち所謂箱根細工をする者の處へ往つて、若干の金子を調達して居たことを記憶すると謂はれた。ずつと昔に君ヶ畑と大君ヶ畑とは權利を争うて、後者が敗訴したやうな歴史があつた。記録は傳はらぬが、折々は犬上郡の方の木地屋も諸國にあつたのでは無いかと思ふ。さうで無くとも木地屋は飛んであるくから、年に一度の氏子狩ぐらゐでは、全國の同職の大部分が、二つの本社の統制の下に、網羅せられることは六かしかつたわけであ

る。

それが明治の世中が新たになつて、一層集拾を不可能ならしめたのである。前述の人別帳から二十三年後、明治二十八年の一月一日調では、東小椋村の七大字、即ち君ヶ畑蛭谷以外の舊五ヶ村まで合せ、人口總數は二千八百二十八人、其内現住は一千九百二人三百六十四戸で、他の九百二十六人は木地職出寄留人だとある。即ち戸數にして二百戸内外が、本籍を小椋村に置くだけで、其他の木地屋たちは、もう皆他國の人になり切つてしまつたのである。斯うなる迄にはえらい歴史があつた。實際彼等に取つては維新は大革命であつて、しかも普通の農商とは異なり、木地屋だけは之に由つて、單簡に生活の組織を破壊された。と謂ふのは彼等が持つて居た特權の如きは、ほんの慣習の惰性に支へられた、何物よりも微弱なもので、所謂四民平等の法則の前には、風に木葉の如きものであつたからである。

此の過渡時代の大苦惱を、一目瞭然たらしむるものは、明治六年から十一年へかけて、君ヶ畑村の戸長總代等が、滋賀縣令松田道之氏と往復した數通の文書である。最初には先づ三河信濃美濃等の山間に、夥しく散在する木地師出稼人、從來の通りに本村にて支配することかなはず、それ／＼各地の人別に附くやう、嚴しい御吟味があるが、如何したものかと云ふ伺ひである。それに答へて、一人別に本村の籍に入れ、其後何方へなりと出寄留を、願出よとの指令である。併し昔から引續いて他國に出稼して居る人々なれば、村には地面屋敷も持たず、従つて記入すべき番地も無い。是はどうしたものかと伺ひ

出ると、其有様では先方に於て、無籍の儘居住して居らうとは思はれぬ。戸籍が二重に爲る懸念は無いかと尋ねられる。要するに彼等が諸國の山を、二年三年で移りあるいた實情を、知つて居る人が滋賀縣廳には無かつたので、以前君ヶ畑なり蛭谷なりに、古くから持傳へた一通の免許狀さへあれば、大手を振つて誰の領分でも路破した時代に比べると、府縣の制度は實に究屈なものであつた。南信地方の山々の如きは、官林に確定してから木地職の由緒を先づ否認した。どうか年々何程かの山税を取立て、各地の官林へ入つて働けるやうにして貰ひたいと願出ると、滋賀縣の方からは、それは各地管轄の縣廳へ願出づべき筋と心得よと指令せられる。しかも漂泊を生とする多數の山民には此様な複雑なる事情を、解決するだけの力は無かつた。小椋在住の先覺者たちが、彼等の將來の爲に顧慮してやつたのは、大なる親切には相違無かつたが、結局は一時數多き無籍者が、新しい制度に反抗して、窃かに所々の山林を盜伐してあるくやうな、變態の發生を免れなかつた。君ヶ畑では非常な努力を以て、一時六百戸に近い地方の木地屋を入籍せしめたが、遠方からでは殆ど世話も出来ないので、追々送籍を獎勵して、今では又殆ど其全部と絶縁してしまつたと云ふことである。

八

以前御料局の技師であつた江崎林學士などは、最も木地屋の盜伐に惱まされた一人であつたと自分で

謂つて居る。三河の段戸山の周圍の如きは、殊に事件が多く、折々は之に伴ふ山火事もあつて、造林事業は屢々妨げられ、少し位の檢舉では之を豫防することも六かしいので、終には根負けして此方から、相當有利な條件で木地屋に土地を貸與し、飛びあるかない木地屋部落を作らせて、林木愛護の責任を分たしめた。村々でも同じ方針から、後には彼等の來住を忌み嫌はず、追々に公民權を認めた。伊豆の天城や富士山麓をあるいて見て、時々は地圖に何等の記入も無い意外な新部落を見出すのも、大抵は近年の木地屋土着である。無籍の家などは今では殆ど無く、各府縣の山村には小倉大藏など、云ふ苗字が、あれから後非常に増加したやうである。

尤も木地屋の側から謂つても、山から山への飛生活は、必ずしも理想では無かつた。只本田百姓の落着いた村では、少しでも平衡を破られることを厭うて、極端に移住民を歓迎せず、従つて山で稼いで居るうちはとにかく、木地の材料が乏しくなれば、其土地に何等の足場が得られぬから、木地屋の方でも寧ろ最初より親交を希はぬのであつた。従つて條件の之に異なる場合には、勿論土着をして傍ら炭も焼き田畠も耕した。林野が尙無主の地で、四鄰に利害の相容れざる者の居らぬ地方では、往々にして木地屋自身が草分けの隠田百姓であつた。起原こそ不明ではあるが、近江の東小椋村も恐くは其一例に他ならぬ。即ち國境近くの廣漠たる山であつたが、木地原料は夙に足利時代に伐盡して、或者は他國の山を求めに出ると同時に、一半の殘留者は跡地を經營して、燒畠を作り或は炭を製し又は茶を製して、今日

に及んで居る。茶は日本中部以西の山嶺に、到る所に野生して居つて、今尙無盡蔵に採取せられて居る。之を支那から輸入したと謂ふのは、單に用法の輸入を意味するか、然らざれば誤りである。小椋の所謂政所茶は、是も六ヶ畑の野生であつたのを、次第に培養して後には玉露までを産出した。木地師の往來の序を利用すること、恰も中世の鑄物師が米麥などの取引に携はつたと同じ事情であつたか、此地の茶は遠國までも賣出された。本居宣長翁が採録した君ヶ畑の茶もみ歌は、

こゝで揉む茶が秋田へくだる、秋田女郎衆にふらりよかよ。

ふると謂ふのは茶筌を用ひて、番茶の泡を立て、飲むことを意味する。さう云ふ時代から、茶でも作らうかと云ふ土地勞作者であつた。同じ漂泊の生活でも、傀儡師梭かき箕直しなどは、全然習性を異にして居たのである。

外部から彼等の土着を誘うた事情が、昔の時代にも有つた。即ち會津漆器の起原のやうに、領内の物を起さんが爲に、木地職を保護した政策である。注意して見ると現在の漆器工業に、木地屋の來住を基礎としたものが多い。或は塗物のみ大に榮えて、材料の木地は遠方から取寄せた土地もあつた。日野椀日野折敷の名が天下に響いてから、日野は久しく中國北國から、遙々と木地を買つて居た。根來も黒江も近傍の山だけでは、塗るだけの椀の數を揃へることが出來ず、之を他國から求めて居るうちに、次第に其の各地元に競争者を作つたやうである。林業地方では又木地の生産のみを以て満足し、山中に轉

轡の技術を傳習せしめようとしたものもあつた。併しどう云ふ理由であるか、近江以外の系統で、木地の職の獨立して盛になつた例を知らぬ。或は小椋氏一族の特權が獨占的のものと認められて居た爲かも知らぬ。各藩の林政が進んで來ると、又木地屋の利用を制限する必要が起つて來る。此にも維新後の御料局の處辨法と同じく、寧ろ特定の者を土着させて、之を愛護するのが便利であつた。津山藩などは或時代に、因幡へ越える峠の要處に、一戸二戸の木地屋を住ましめて、本業の傍に山番をさせ、冬分旅人が風雪に襲はれて、難澁をする者を助けしめた。斯う云ふ救ひ小屋の例は他にも有つたやうに思ふ。峠の茶店を木地屋に開かせるのは名案である。越前で有名な湯尾峠の孫杓子なども、其一例であつたかと思はれる。杓子もやはりもと小椋氏の專業で、近江では多賀の宮とも關係があつたらしく、此には殊に信仰上の由來を伴うて居た。

九

之を要するに諸國山中の木地屋は、明治の新政に際して、籍を故郷の小椋村に登録しなかつた多數の者のみならず、其以外にも古くから次第に獨立土着した者があつて、起原は一つであつても信仰と傳説とは、必ずしも統一せられて居なかつた。其上に本國に於ては、君ヶ畑蛭谷の二神社が永く争つた。その教派の反目から、地方に於ては殊に傳承の紛亂があつた。所謂高倉宮社傳の小椋少將のやうな物語が

知らぬうちに幾らでも出来て居たのである。而して彼徒の習性若くは史的良心とも名くべきものが、この位までに自由自在であつたかを知る爲には、弘く全國の山地に分散する木地屋部落に就て、其由緒沿革と稱するものを尋ねて見るの必要があるが、尙其に先つてごく簡単に、最近に至る迄江州東小椋の二つの神社に於て、所謂皇子流寓譚のオルトドキシイとして、主張せられて居た傳説と其根據とを掲げ、之を他の地方の變化と對照するの便宜に供したい。

近江に現存する惟喬親王の御異傳に關しては、近江輿地誌略以下の郷土誌に、若干の記述を見ないものは無いが、要するに取留めの無い話のみであつた。特に此問題の研究書として、會津に於ける宮城三平氏の高倉宮御墳墓考に該當するものは、田中長嶺氏の小野宮偉績考を隨一とする。此書は明治三十三年の八月、本居黒川栗田等當時の史學界の耆宿、或は谷鐵臣、品川彌次郎、其他の大家の題辭を冠して、堂々として出版せられた立派なる著作で、其經營辛苦は優に講學者の範とするに足るものであつたが、缺點を申すならば研究方法の無視であつた。筒井八幡宮に屬する一切の文書を、無判別に信用したことであつた。偉績考の斷定に従ふと、親王は貞觀二年、即ち御弟宮御即位の次の年の三月に、水無瀬の閑栖を立ち出でたまひ、漂然として近江の山村に遊びたまふ。御供の面々には藤原實秀、後に小椋の姓を下されて、縁起類には小椋太政大臣とある人、筒井の神主大岩某が家の始祖である。或は阿野大納言と稱する阿野某、堀川中納言と傳へらる、谷後某などもあつた。秀麗なる山水をめ、土民に命じて假

の宮所を結構せしめたまひ、暫く御滞留ある間に、此地は古樹老木に富めり、之を棄置くは國の寶を空うするもの也と仰せられて、轆轤の挽きやうを教へて日用の食器を作らしめたまふ。轆轤は卷物の軸の紐に倣ひ、或は又楮の實のうてなを見本となされて、親王自ら之を發明したまふとある點は、奈良に一百萬基の三重小塔などもある以上は、信じ難いことだと田中氏も謂つて居る。

それから今一つ、是は相應に重要な點に於て、土地の人が田中氏に讓步せねばならなかつたのは、十九ヶ年の小椋御在任と、此山中の御所に於て薨去なされたと云ふ主張であつた。偉績考では此地の要求を二ヶ年に制限し、其後京に還つて伊勢物語にある御歌ごもを詠じたまひ、やはり洛北の小野宮に於て、御隠れなされたことに改めて居るのである。斯くして出来る限り中央の記録と一致させ、此傳説を信じ易からしめたのは、大なる恩惠のやうに見えるが、しかも内々は其が所謂有難迷惑であつて、成るべくは此書物の澤山賣れてくれぬやうに、祈らねばならない人もあつたのである。今日ではどうでもよいことになつたが、若し田中氏の著作が五六十年前に成つたとしたら、第一に困つたのは太政大臣實秀の後裔であつた。轆轤が小椋山中の小松御所に始まり、其地が十九年間の行宮で親王の御墓も此地に存し、神社が其尊靈を齋祀したもので無いとするときは、之を木地師が唯一の祖神として、全國の信仰を統一するの企は斷念せねばならぬのみか、以前の縁起系圖の公正謄本を請受けて、國々の山林に於て主張した特權の、根據にして居た者が弱つてしまふ。大變な經濟問題であつた。單純なる愛郷心の侵害だ

けでは無かつたのである。

一〇

所謂氏子狩の慣例は、蛭谷に於ては天正四年の四月に、小椋實秀二十九代の孫、大岩助右衛門重次之を始むと傳へて居るが、年代の誤が有りさうに思はれる。筒井八幡宮に常神主の置かれたのは、慶安二年からの事と謂へば、其以前は鄰部落の君ヶ畑と同じく、一年神主と稱して氏子が年番に、神祭の役を勤めに還つたので、従つて村の方の人が出て地方を巡る、暇も必要も無かつた筈である。君ヶ畑の大皇大明神の方では、ずつと後までも此制度を守つて居たらしい。玉勝間卷六には此事を記して、一年神主は一年の勤役を終つて、後尙一年の物忌がある。之に當つた者を公殿(カウドノ)と呼び、家貧しき爲に公殿を勤めずして老いたる者を、犬と謂ふとある。笈埃隨筆卷八に、此役を勤める家は三十戸しか無い。三十年目には順番で他國より還り來る。昔は三百戸ほどもあつたと謂ふのは、次第に田舎の木地師が神役を迷惑がり、人任せにしようとした傾向を意味するのであらう。即ち常神主の制度の起るべき、一般的の事情を示すものである。神主に當つた者は白衣白丁を着て朝毎の神供を奉り、侍烏帽子に髮は藁を以て結び、此一年の間は誰でも小椋信濃と名乗つて居たともある。

果して此話の如く三十年もしてから一度づつ、遠國より戻つて來たのであつたら、勝手不案内の爲に

團體の利益を防衛することも六かしく、をのづから外部の侵略を免れ得なかつたこと、思はれる。君ヶ畑側の記録に依れば、蛭谷の大岩氏は天文の頃から、筒井の神主と稱して地方の木地師を説き廻り、後には木地師の中より別に八幡宮の年番神主を勤める者さへ出来たとあるが、是は一年神主の制度が獨り君ヶ畑の社の特有でも無く、昔は諸國の舊社に往々にして此事あつたのを知らぬからである。寛永年間の事とあるが、君ヶ畑の神主に小椋吉太夫なる者あつて、大岩助左衛門に誘惑せられ、神祇管領吉田家の裁許を受けて、小椋信濃と受領せりと偽り、御綸者御免狀等の重寶書類を悉く大岩に譲り渡し、自身は何國へか出奔した。君ヶ畑は之に由つて暗夜に燈を失つたが如き感ありしに反し、他の一方はそれより次第に吉田家に取り入り、且つ其綸旨免狀等に基いて、種々の文書を作成して諸國の木地屋を惑はしたと云ふのである。百年以上も二村の間に、訴訟に爲つて居た問題であるから、今其眞偽を我々が決して得ないのは當然であるが、少なくとも田中長嶺氏が、史料として採用した文書の中には、此前後に作成せられたらしいものゝ多いことだけは事實である。ところが面白いことには其の蛭谷側の古文書を、更に又偽造した者が大阪に有つて、是は訴訟をして証證文を取つた。大阪總木地屋中宛の一札が残つて居る。日附は延寶七年五月六日、當人の名は淨入坊とあるが、いづれ小椋村出身の者であらう。偽造した所の八幡宮縁起の巻物十六幅、内四幅は熊野山へ、四幅は吉野山へ賣つてしまひ、七幅は取戻し残りの一つは書損であつた。其他にも綸旨が六枚、これは尊氏將軍の御教書の似せ物であつたと謂ふ。似せ物

と謂つたところが實は寫して、唯之を賣つた淨入坊に、其様な權能が無かつたと云ふ迄である。現に其後にも近江から大阪へ出張して、色々の古文書の複本を頒布した者の、値段附と云ふものを見たことがある。遠國の山に住む木地屋たちが、一々本書を保有して居られる筈が無い。鑄物師が家々に傳へて居た鶴退治の由緒書が、各地同文もしくは少しづつの異同を以て、幾つと無く出て來るのと同じ事情で、古さうな顔をして居れば、寫しであつても人が其文書を信じたのである。

之に由つて考へて見ると、所謂氏子狩の目的も大抵明白である。本國神社の神徳を講説し、時々奉納金を勸進することも其一つであつたらうが、それだけでは歓迎せられさうにも思はれぬ。木地屋は常に山奥に小屋住をして、人が死んでも里のやうな佛事を營むこと能はず、従つて又檀那寺と云ふものが無い。宗門改めの八釜しかつた時代に、其では困るから故郷の支配所から巡回をして貰ふのだと云ふ説があり、實際又地方の聯絡には、君ヶ畑では金龍寺、蛭谷では歸雲菴の住僧が、參與したこともあつたが、此とても其必要が、さまで適切であつたとは認められぬ。根本は近江輿地誌略又は近江名跡案内記に謂ふ如く、轆轤師職の免許狀若くは印鑑を、二つの社の何れからか貰つて置かぬと渡世が出來ず、しかも遠方から之を請けに行くのは苦しいから、時々役人の巡回して來るのを便とした結果であらう。斐太後風土記の卷十四に、昔は木地師親の繼目に、一度近江の總録所に出て、烏帽子直垂着用の免許を受けたさうだとあるのは、此事を意味するやうに思ふ。筒井の八幡宮に烏帽子著と名くる古風の禮式があ

ることは、偉績考にも挿書を入れて詳しく記してある。初めて木地職に爲る者は、烏帽子單衣を着して神前に額づき再拜して阿野の定盛にて候、又は谷後の家次にて候と、恭しく神に氏名乗を告げる。其式終つて後烏帽子親と定めた者と盃をして名を改め、始めて一人前の木地屋に爲るのだと謂つて居る。東西四五百里に亘る日本の中央山脈に、散在して居る小椋黨が、一々還つて來て此式を濟まさぬと、一人前にはなれぬとあつては不便至極である。故に必ず之に代るべき略式があり、又其略式の價値を高める爲に、一層古來の本式を事々しく説明して居たものと思はれる。能狂言の膏藥煉りを見ても分るやうに、昔の諸藝道に携はる者は、其由緒を説かずには一日も其業を行ふことが出来なかつた。而して世を離れた山中の木地屋が、家の昔を學ぶべき唯一の機會は氏子狩であつた。又其以前は各地の首領株の、年番の歸國がそれであつた。その永年の結果が今日の如き、傳説の分布となり統一と爲つたのも、亦怪むには足らぬのである。

一一

小椋一黨の口碑の策源地は、これで略明瞭になつたが、斷つて置きたいことは近世の木地師等が殆ど全部忠實なる傳承者であつて、新たに異説を作爲する必要をも感せず、又能力をも有しなかつたことである。其にも拘らず時代と地方との差に伴ひ、傳説に區々の異同があつたのは察する所昔の少數の策士

の間にも、往々にして利害の抵觸が起り、古くは犬上郡大君ケ畑（オシカハタ）と、他の六ヶ畑との訴訟の如く、次には君ケ畑蛭谷間の軋轢の場合のやうに、勢力の中心が分れたり移つたりした爲である。現存の證文類は、成程其大部分が蛭谷部落の有に歸して居るが、それが必ずしも君ケ畑で主張する通りに、他から巻き上げたらしきものゝみでは無い。例へば天正十一年六月丹羽長秀の、「日本國中軋轢師事從先規如有來云々」、又同十五年増田長盛の、「從當畑諸商賣事於總國中如有來不可有別儀云々」の免許狀の如き、何れも宛名は江州筒井公文所とあつて、筒井八幡の關係を想像せしめる。問題は唯其關係が果して後世大岩氏の主張の如くであつたか否かである。殊に惟喬親王の由緒は、天正の二文書では何も分明せぬ。その少し以前の元龜三年の繪旨、筒井職頭之事とあるものは、宛名を小野宮社務としてあるが、様式文言が大分もう恠しく、更にすつと古くなつて承平五年十一月九日、即ち小椋で信じて居る惟喬親王の、三十七回の正忌日に、頂戴したと稱する繪旨は、實に致し方の無いものである。偽造と知りつゝ之を公表するの人も人が悪いが、傳説と最も深い聯絡があるから、其作成の時代を考へる爲に掲げて置く。

近江州愛知郡小椋庄筒井軋轢師職頭之事稱四品

小野宮製作彼職相勤之所神妙之由候也專爲器質之統領諸國令山入之旨西者櫓權立程東者駒蹄之通程

被免許訖

天氣所候也仍執達如件。

承平五年十一月九日

器 柰 助

左 大 承 (押)

先づ斯う言つた形のものであつた。此以外に大切にせられて居たものは、仁和四年の冬藤原實秀、九十八歳の高齢を以て命終るに臨み、書き遺したと云ふ斷簡、及び應徳二年二月十一日、太政大臣實秀卿四代後、藤原朝臣小椋藏人助實元と自署して下に書判をした一通の、親王と三人の從臣の薨去の日を書いたものである。自分に取つての大なる興味は、此等の什書が果して正保慶安の頃に、爭奪の目的物としたものであつたか否かである。君ヶ畑の方では重代の證書類を、皆持つて行かれたと稱しながら、やはり色々の繪旨下文を貯へて居る。其中には延文二年の「尊氏將軍在判」とある免狀、天正七年柴田勝家奉行の織田氏の下文、佐々木家の老臣永原豊後が、永原豊後武昭答と署した書翰などがあり、更に天正七年の君畠社宿禰苑の繪旨と云ふのには、「木地椀濫觴者於當郷惟喬之製作吾國之寶器也云々」と書いてあつて、如何に人々が傳説の擁護に、一生懸命であつたか、此等に由つてよく窺はれる。

人々が是程までの大努力をしたのも、要するに皇子流寓の口碑が、古來存して居たからであらう。此種の物語は一二山村の天才が、空想から發生し得べきもので無い。筒井公文所の大岩氏の家傳に依れば、江戸時代の初期に六ヶ畑が犬上郡の大君ヶ畑と山論をした時、鄰村岸本の藏人と云ふ家に、秘藏し

て居た巻物を借用し、之を彦根の殿の披見に入れて、訴訟は終に勝利に歸した。後は持主に所望をして譲り受けたのが、即ち八幡宮の縁起であつて、代々の大岩氏が諸國を持廻つて、木地屋を勸進して居たのも是であつたと謂ふ。其巻物には勿論惟喬親王の御事蹟が書いてあつたのであらう。而も今日傳ふる所の兩村の舊傳には、既に澤山の不一致があつて、必ずしも出處のこれ一つであつたことを證して居らぬ。こま／＼とした點は煩しいから略すとして、親王に隨從して此地に土着したと云ふ人の名でも、一方では阿野大納言堀川中納言なる者が、既に所謂藏人助の覺書にも書いてあるのに、君ヶ畑にはそんな人は居ない。獨り共通なのは例の小椋大臣實秀だけで、其以外には大藏大臣惟仲、又は大藏卿ともあるもの、民部卿頼貞等の顔觸あり、別に宮様から最初に木地製作の法を拜受した柚人に、系圖を得さすべしとあつて、一人は信濃守藤原圖書久長、又一人は伯耆守藤原小椋藤内光吉と云ふ、途法も無い名を賜はつたことになつて居る。而もその信濃と伯耆との受領名は、木地師の先途眉目とする代々の通稱であつて、丸々所謂仁和五年の臣下大臣筆書記だけの、出鱈目でも無かつたのである。

一一

京江戸大阪に在住した小椋氏は、移住も稍新しく近江との聯絡も容易であつたから、忘却以外には傳説の統一を破る懸念は無かつたが、邊土に居住した木地屋は正直でまじめであつただけに、各々自分の

境遇が許し得る以外の、歴史を信ずることが出来なかつた。そこで會津蒲原に存する如き、大なる變化をも見たのである。其經過を考へる順序として、御退屈であらうが少しばかり、諸國の木地屋の最近までの状態を述べて、此徒の移住が相應に大なる、埋もれた社會事實であることを明かにしたいと思ふ。

(一) 最初には手近の神奈川縣から始める。小田原の西の早川村の木ノ宮權現は、地藏菩薩を本地とし、全然別系統の惟喬親王口碑を存して居る。相中襟志の中卷に依れば、親王は天安二年に伊豆國に流されたまふ。其翌々年の貞觀二年に御息所は若宮姫宮を具し、小倉次官兼久、加藤中務丞光俊、其弟光吉の三人を供に連れたまひ、宮の御跡を追ひて御下りなさるゝ。七歳の若宮途に薨じたまふを、神に齋うたのが同じ足柄下郡岩村の、岩ヶ崎兒大權現である。親王は海上風波荒れて、思はずに相州唐土ヶ浦に御着きなされ、この早川の里に於て御隠れ遊ばされたのを、御住所の跡に社を建て、貴宮(キノミヤ)と崇め奉り、加藤小倉の二人の家代々之に仕へた。是が後世の早川黨の祖であつた。永正十七年の舊記にも、加藤景晴小倉兼高などの名が見えて居るから、相應に古くから言ひ傳へた話である。木ノ宮は此海岸一帯に、折々聞く所の社の名で、元は神木に由つて呼んだかと思つて居たが、やはり木地師と因縁をもつて居たのである。此社傳の最も大なる興味は、磐城の荻田宮陸前柴田の大高山神社等に於て、用明天皇の巡狩を語るものと、著しく相似て居る點に存する。又上臈が夫を慕うて、遙々の旅に下つたこと、貴人の若君が靈あつて神に祀らるゝことは、更に一段と弘く國々に行はれて居て、近江の山

の皇子異傳も、亦其系統に屬するらしきことが、此から次第に分明になつて行くのである。宮の二人の從臣は、東小椋村の信濃伯耆に該當するかと思はれ、又其名乗も甚だしく此に近いのである。

(二) 足柄の山地を越えて甲州に入ると、道志川の上流盆地は古く杓子の産地であつたが、此村成立の由來はまだ聞いて居らぬ。富士の北麓に廻つて西八代郡の上下九一色村は、早く木地屋の開いた村のやうである。現在尙轆轤を用ゐるや否やを知らぬが、村の名の九一色は、多分木工を以て一切の年貢に充つる意味と思ふ。甲斐國志の四十二に、此村は大山の間にして耕地に乏しき爲、諸商賣の役を免せられて居る。壬午の歲(寛永十九年?)の七月十二日附、大久保新十郎の名を以て免狀を賜はり、武田の時の例の通り、他邦へ赴く者每人鑑札を帶びて貨物を駄送するに、驛場に於て口錢を收めず、又他所に在りて店を開くに、人敢て妨ぐることに無し。陸には馬蹄の踏む所、海には舟楫の濟る限り、往來自由なりと誇つて居たと謂つて居る。此文言は前に全文を擧げて置いた所謂承平五年の繪旨とよく似て居る。尤も鑄物師などの免狀と云ふものにも、此に近い對句があるやうだが、土地柄だけに武田氏の産業政策が、招き寄せて住ませた者が、やはり小椋の黨類では無かつたかを感じしめる。富士川右岸の所謂西山の入にも、木地屋の居たことは疑が無い。明治二十五年一月七日の山梨日々新聞に、鳳凰山の奥に住む五器挽きの家族の生活が詳しく出て居て、山中の食料其他風俗のことを記して居る。彼等の婚姻は諸國の山に離れて住む故に、本家の照會に由らなければ、良縁が得られぬとあるのは、即ち江州の舊支配所又は

地方々々の頭役が世話を焼くことで、是も昔は氏子狩の、一つの恩恵であつたのかも知れぬ。良縁が郵便を以て定まつた場合に、男が自ら出掛けて女を連れて來るとあるは、さもあるべきことである。人類學會報告第三に、山崎直方氏は近江を郷里とする一種の木挽の事を述べ、ごこの山での話かは知らぬが、切支丹の嫌疑を受けて、檀那寺の證明を取寄せて助かつたこと、此徒の間には叔父姪兄妹までも夫婦と爲ることがあることとを記して居る。木地屋の婚姻習慣は必ず特色があつた筈と思ふ。

(三) 信州には多數の木地屋が入つて居た。伊那の大河原の木地屋敷に付ては、既に菊の紋の慕じるしの條に謂つてしまつた。飯田から南の山地から三河の北設樂郡にかけて、有力なる彼等の集團があり、中に就て飯田の大藏玄信高正、高遠山の大藏源太夫英敬は、安永中の文書に其名を顯し、三州稻橋の大藏權右衛門は文化初年の此地方の頭分であつた。稻橋村の名族古橋氏も、明治の中頃には木地製造に携はつて居たが、右の大藏氏とは如何なる關係が有つたか。まだ之を聞いて居らぬ。此地方の木地屋群には、文化四年に小椋の二社の軋轢の餘波を受けて、前代未聞の大事件が起つた。其一件記録は幸ひにして自分の處に在つて、木地屋の歴史を知るには有力な材料であるが、長くなるから別の機會に残す他は無。

伊豆駿河の方面に關しては、まだ少しも材料を持たぬ。遠江も諸國採藥記に、此國深山に木地挽と云ふ者あり、板へぎなどの業にて渡世する者多しとあるのと、寛政十年に本願寺再建の用材を求むる爲、信州遠山の地方迄跋渉した眞宗の僧の紀行、遠山奇談と稱する書に、池口山の奥に於て此さきにキジンの家があると聞いて仰天したが、それは此邊での方言であつて、實は木地挽の藤右衛門なる者が住んで居たとある二つの記事を知るばかりである。三河に付て前にも段戸山の木地屋を談じた。東海道は全體に話が少ないから、伊勢を残して引返して飛驒に入つて見る。即ち木地屋の通る路である。

(四) 飛驒は山國だけに、三郡到る處の山に木地師が多かつた。吉城郡では小鷹利、小島、高原の諸村、此は古川の町を市場とする。大野郡では小八賀、小鳥の二郷から白川の山村、益田郡は阿多野馬瀬等に居つて、生産品は高山の商人に賣り、何れも紀州の日方へ原料にして積送り、漆器はもと土地で其業を營む者が少なかつた。先祖は惟喬親王の從臣小椋大臣なりと稱して、何れも小椋某を名乗り、近江の總録所に支配せられて居た。後風土記には木地屋は男女とも深山の小屋に住んで、日光に照らされず、疱瘡は世に行はれても此邊までは蔓延せぬ故に、自然に顔色白く尻腰が大きい。俗に色白く腰の太い女を見ては、木地屋の娘だらうと謂ふとあつて、彼等が生活の有様を色々と繪に寫して居る。又木地の住居を木地師小屋敷と謂ふ。五年七年にして一山の用木を伐盡せば、又他の山に移つて生涯を一つ處に終ることは出来ぬ。故に度々引越しする人を、俗に木地屋の宿替と謂ふともある。籠籠に挽く木は

チ、ブナ、ケヤキなどである。先づ木を伐倒して其場で椀形を起し、之を持還つて木地には挽くのである。自分は白川郷の旅行に處々で其作業を見たが、斯うして大木を横目に椀形に取ると、材料の浪費ではあるが丈夫なものが出来る。木地屋のやうに人の山に入つて取れるだけ取る者には、此方が利益であつたが、材料の木に金を拂ふことになれば、細い木を輪切りにして椀の高さづゝに取るから、縦目になつて縁が損じ易いのである。しかも世中はもう改まつて、無代の木はいくら搜しても無いから、所謂木地屋の宿替は其必要が無くなり、寧ろ取引の便宜の爲に、土着して何村の木地屋さんと、呼ばれた方が都合がよくなる。單に戸籍法や宗門取締の壓迫のみでは無かつたのである。飛驒には此事情から、尙最近の移住もあつた。例へば益田郡では、木地は今でも林産物の重要品目の一であつたが、明治三十七年の二月に滋賀縣人大藏幸平と云ふ者、上原村大字久野川に來つて工場を設けたのが始で、追々に他の町村に及んだ。此等は皆在來の木地屋と反對に、人里にまじつて居を占めて居り、製品も普通の輸送方法で、名古屋や加賀の山中に之を賣ると、近年の郡誌には書いてある。傳承の變化の斯う云ふ機會に伴うて起ることは、定めて著しきものがあつたらうと思ふが、しかも別系統の木地職の次々の來住と土着は、決して此地方の明治時代だけでは無く、中國四國でも奥羽でも、近江の勢力の及び難い邊土に於ては、殊に早くから此事があつたらしい。前に言ふのを忘れたが、南會津の保城と云ふ部落などは、十八戸の住民大抵は土藏を有し、家屋も普通の農家よりは立派であつて、やはり漆器原料の生産を以て活計

を立て、居た。蒲生氏に招致せられた佐藤の二類とは全く別流で、保科正之公の保護を受けたと傳へて居るが、實はそれよりも遙か後、寛政九年に他國から入つた者である。村内は大皇明神を勧請して氏神を獨立して居る。君ヶ畑との交通が今一段と困難であつた時代に、流れ／＼して此類の土著があつたとすれば、所謂高倉宮の異傳ぐらゐは、至つて容易に發生し得たのである。飛驒でも柳里恭が雲萍雜誌に、木曾義仲の家臣畑六郎左衛門此國の山に住む御器挽きの娘を、強ひて所望して妻に貰ひ受けた話を載せて居る。其女は武家にも珍しい烈女であつて、六郎左討死のとき、谷に投じて節に殉じたと謂ふのは、何の書に基いた話か知らぬが、恐くは亦古い傳説の破片で、曾て此地方にも源平時代の軍物語を、家の由緒に綴り織つた、一團の木地師が居た結果であらう。兎に角に彼等には只の農民よりは稍豊富なる歴史の智識があつた。

一四

北陸方面では越中以東の事情が、まだ少しも自分には分らぬ。但し入込んで居ることだけは確かである。越後は東蒲原の奥に、木地屋が居たといふのも空想では無い。馬取川上流の木地小屋梅木平などは、安永九年に會津の方から移つて來たと云ふ者が、近い頃まで働いて居た。越中境に接しては西頸城郡小瀧村大字大所、此も一箇の土着の例であつて、今では木地製造のみならず、自ら塗物の業をも營ん

で居る。何れの頃の事か領主より三百餘町の山を預けられ、伐採跡地を開拓して農作をも兼ね行ふやうになつたが、尙自ら親王の遣民と稱して居ると、田中氏の書には記してある。

(五) 加賀では温泉の山中村附近に、一箇の中心地があつた。三國水路大經に、大聖寺領九谷の内に木地屋村、其近くに六六師村ありと謂ふもの、恐らくは此事であつて、今の江沼郡西谷村大字眞砂(マナゴ)、俗に木地眞砂と稱する部落である。江沼郡誌に依れば、一日九谷の人、谷川に舊き食器の流れ來るを見て、始めて此村あるを知つた。今の山中の漆器も桃太郎の桃と同じく、斯うして流れ傳はつたのである。根源は近江の人吉住、倉谷、大道丸の三人、越前の越知山より此地に立越え、轆轤を挽き又杓子を作つた。朝廷の免狀を持つて自由に山林に入り、又烏帽子を許されて居たので、頭役の者に之を憑みて驕傲なる者があつた。藩では之を憎んで代官所へ其證文を取上げ、終に紛失したと傳へて居るが、而も依然として杓子の木を伐るのみか、山中温泉の木地屋仲間には、今でもまだ三通以上の古文書が傳はつて居る。其一つは前に全文を擧げた承平五年の繪旨、二つには天正十一年の丹羽長秀狀の寫しであるが、第三の一通だけは、正しく近江小椋の興り知らざる所である。本文を掲げる方が話は早い。

越前州今南東郡吉河鞍谷大同丸漆塗師屋同轆轤方之蕪頭事正應正安任度々例以織田信忠總國中

塗物以下於末代無相違可進退旨定訖若違亂輩有之者堅可停止之旨可命下知正重由

天氣所候也仍執達如件

左史殿

まづ斯う謂つた質のもので、即ち木地眞砂に傳ふる所のものであつた。而も折角の繪旨が存するにも拘はらず、早又話は一くねりくねつて居る。右文面の吉河鞍谷は、加賀で説明するやうに人の名では無く、九谷の奥山へ越えて來たのは、大同丸一人らしいのである。鞍谷は越前今立郡の東南部、今の味眞野村の一隅で、大迹皇子即ち繼體天皇の御遺跡と稱する口碑の、分布して居る地方である。越知山とは稍離れて居る。偉績考に大野郡鞍谷とあるは誤であらう。此地に轆轤師多く居住し、斯業に關する御繪旨を秘藏すと傳へられた。蛭谷の大岩家の説では、或年氏子狩に出た者、兵亂の爲に旅行を續けること能はず、終に此地に留まつた者があると云ふことで、系圖の中にも足利の末に近く、助三郎實忠なる者越前大野郡に住すと注した人があると謂ふ。其實否は知らず越前方面に、小さい中心が出來ようとする懸念は有つたのである。自分は十五六年前に此邊を旅行し、若干の椀木地が人馬の背を以て、平地の漆器工場へ運ばれて出るのを實見した。河和田の塗物は今も物産の一つであるのみならず、越前は又漆掻きと稱して、諸國の漆畠に往つて汁液を買ひ集める、特殊の行商人の本居であつた。中世には又多くの白山神人を出し、近代には野大坪萬歳を出し、西ノ谷の金山師を出し、五箇山の冬場稼ぎを出した。木地師等の旅行智識が彼等と没交渉であり、其往來が互に芝居のだんまりの如くであつたとは思はれぬ。殊

に中央の山脈を横断する峠路は、面白いほどよく發達して居り、所謂ボツカの生活は範を他の地方に示して居る。此點も亦折を見て今少し詳しく考へて見る必要が有るのである。

一五

それから尙西の方へ進む前に、少しばかり山の南へ越えて、美濃と北近江のことを謂はう。美濃では郡上の八幡に於て、自分は澤山の木地屋の噂を聞いた。あの周圍の山には今でも中々居るが、手帳が見當らず又大した話も無かつた。小椋の記録中には大野郡小澤山の木地師の名が見える。又郡の名は知らぬが水島村と云ふ地にも居た。何れも百年以内のことである。近江では高島郡の朽木谷が、盆椀類の産地で、京都を経て諸國へひさがれた、轆轤村と云ふ地もあつて、古さは却つて小椋村よりも前かも知れぬ。湖東では阪田郡常喜の常喜椀が有名である。郡誌に全盛の時は木地屋三十餘戸あり、今は富田某只一戸なりとある。元龜天正の三文書、蛭谷に存するものゝ寫しを、爰でもちやんと持傳へて居る。筒井八幡の極盛時には、郡中處々に山林を買入れて、之を宮山としたと云ふことだから、その直轄の植民地も有つたであらうが、今はどうなつて居るか判明せぬ。

若狹と丹波とに關しても、まだ自分は何も知らぬ。

(六) 丹後では中郡五箇村大字鱒留の大成と云ふ一區に木地屋が居る。中郡誌稿に依れば全戸數二十三

戸の内、小倉を苗字とする者を木地屋まきと呼んで居る。但馬から入つて來たと傳へられ、今も宗旨は山向ふの但馬の方と同じであるから、古い移住では無いのである。小倉善右衛門の家には椀彫り道具を持傳へ、又最初の轆轤を藏する者もある。ところが一方には此里を、平家の落武者の部落だと云ふ説もあつた。鱒留の人々は川の上から、木地屑の流れて來るのを見て人の住むを知り、其儘にして置くと但馬の領分になつてしまはんことを恐れ、鱒留の方からも入込んで住んだ。田中苗字の家がそれであると謂ふのは、二つの傳説の中間に立つやうな話である。大成に鄰を接して、大略(オホヂ)と云ふ一區があつた。此里の古くからの子守唄に、

おほぢの山のきじの子、鳴くと鷹がつかむぞ

と云ふのがあつた。土地では昔木地屋の小兒、あまり泣くので親が怒つて、小屋から外へ出しておいたら、鷹が來て連れて往つたなど、謂つて云るが、元は多分木地屋を輕蔑して、村の子供たちが雉の子など、からかうた詞であつたかと思ふ。即ち鑄物師(イモジ)をお芋屋さんと云ふ類である。

(七) 但馬では竹田椀の名を聞いて居る。竹田では主として美作の木地を用ゐたやうに、漆工傳統誌などには謂つて居るが、それは初期の事であらう。後々は國內の山にも、他郷へ出て行くほど居たのである。自分の郷里播州の方からも木地は輸入せられた。書寫山には紀州の根來から傳へた技術があり、播州椀の名も知られて居るが、今は決して盛でない。自分の子供の時鄰の村に轆轤屋があり、又木地屋と

云ふ商人も居た。後に其一人に聞いて見ると、後者は臨時の商賣で、近江とは關係が無かつた。轆轤屋は加賀の山中温泉から來た者で、後に但馬の竹田へ引越したと云ふ。即ち越前系である。同じ老人の話には、但馬の大屋市場は木地類の小市場で、取引の爲に往來をしたが、其附近三里ほどの山奥にも、木地屋彌兵衛なる者が居たことを記憶するさうである。大屋は但馬の西南の一隅に在つて、播磨美作因幡の境山に近い。今以て此一帶は、此連中の一根據地を爲して居るやうである。

(八) 因幡は木地師の爲にも古い國で、既に七十一番職人盡歌合に、因幡盒子(イナバガウシ)と云ふ語が見える。つひでだから爰にちよつと、職人盡に由つてあの時代の、木地と塗物との關係を考へて置かう。七十一番の歌合には二十番に轆轤師があつて、別に十七番に「ひきれ賣」の繪がある。ひきれ賣は普通の椀を前に列べて、「これは因幡がうしにて候、めせ」と謂つて居る。「がうし」は「入れ子」の蓋物のことだとする嬉遊笑覽の説は、此繪と歌とを見ると頗る疑はしくなる。有名なる「山賤の白木のがうし云々」の歌もあつて、塵袋の説の如くに朱と漆とを合せて塗るから合子だらうと云ふのも信せられぬが、兎に角に白木は至つて珍しく、普通は漆を塗るものゝ名であつて、入れ子鉢と云ふ類の特別の細工で無いことは、山賤が用ゐたのを見てもわかる。さうすると其名詞の意味はとにかく、「ひきれ賣」は轆轤師の作つた物を求めて、更に加工をして賣る商人であり、因幡合子と謂ふ以上は、此地方に古く漆器業があつたのである。しかも今日は木地師ばかりが、尙盛に山中に働いて居るので、進化と盛衰は注

として塗物の方にあつたことを語つて居る。因幡志には木地屋の記事が豊富である。今の岩美郡登儀村大字中河原、雨瀧の奥には殊に木地山多く、製品は鳥取へ持出して、それから近江の日野へ廻送した。木地屋が稍誇張の話をすることも、亦此書を透して窺はれる。但馬と接する境の山は、海拔の高くない割に物深いことは虚言では無いが、扇の山(アフギノセン)は麓の里から百餘町、雪中に非ざれば登る能はず、頂上に方三里の平地ありと謂ふが如き、菅山(スゲノセン)は廣さ四十里、其外は四方切立つて、人跡絶えて無しと謂ふが如き、共に實際の地理とは思はれぬ。或は國境の山頂に尊い御神があり、但馬の木地屋と取合ひをして、此方が勝つて麓の村まで負うて來たとか、昔落武者の通つたのを、木地屋が告げ口をして追手に殺させたと言ふ類の、如何にも彼等が話すきで、又稍里の人を驚かしたい氣のあつたことを、考へしめる話が少なくない。

一六

(九) 美作の木地屋は、東作誌に苫田郡加茂村倉見、及び同郡阿波村等に住する者、何れも同一の家傳書を藏することを記して居る。阿波(アバ)村には木地挽五戸あつて、何れも苗字は小倉であつた。惟喬親王御由來書、署名者は大藏卿惟仲、民部卿頼貞及び藤原定勝三人であること、江州君ヶ畑に現存するものと同じであるが、唯彼に在つては承平二年壬辰とあるに反して、作州のは其ではあまりだと思つた

が蛭谷本に依つて承久二年庚辰と爲つて居り、何れも干支には誤が無い。驚くべき年代記の智識である。次には蛭谷に屬する元龜三年小野宮社務宛の繪旨の寫し、彼には左大辨兼氏(?)の署名があるのに、此には其脇に「印」と書いて、下に小椋太政大臣實秀公と細書してある。斯う云ふものに勿體を附けて、地方の同業には賣り付けて居たのである。

(一〇) 伯耆も東鄰の二ヶ國と同じく、木地屋と云ふ山中の地名が甚だ多い。大山の麓の東伯郡以西村の大字、大父(オホブ)と山川との二つは、何れも本村より二十丁も奥に、各大父木地、山川木地の二つの小部落あること、五萬分一圖に見えて居る。恐らくは近世の土着である。此から少し離れて居るが同じ郡の小鴨村、大字鴨河内の入口に木地山と云ふ三十戸ほどの部落があつた。其奥で今から十五年程前に、境の港の醫師坪内八藏君一人の老いたる農夫に雪路を案内させ、人形峠を作州に越えんとして、偶然に彼の先祖話を聽かれたさうである。自分の家には先祖が惟喬親王様から賜はつた御墨付がある。前年東宮殿下の行啓の折に、郡長の勧めで上覽に供したこともある。惟喬親王様は或疾の爲に、都を立退いて江州の清水谷に隠れて御住居なされ、四方から同じ病の者を御呼び集めあつて、木地の業を御授けなされた。後に其一類が四方に散じたとき、自分の先祖は此處に移住して來たので、親王様は木地を作る者の爲に、山奥何町とか以内を免租地とする勅許を得て、吾々を庇護せられたもので、其爲に御一新までは年貢は無かつたと謂うたさうである。この或疾と云ふ話は、今迄木地師の中では他で聞いたことが

無いが、鉢屋茶筌夙唱聞と云ふ類の部落では、折々之を説く者がある。誤傳は勿論のこととして、何人が如何なる心持から、之を信じ始めるやうになつたか、意味深き問題である。それから尙出雲の方に近よつて、日野郡米澤村大字下蚊屋（サガリカヤ）、此は今漆器の産地として知られて居る。小椋廣太郎と云ふ家が之に携はる舊家で、先祖の小椋尊房は江州日野の木地屋であつたが、多數の同業と打連れで、此地には移つて來た。慶安中の事と謂ふが、二十六七代前と謂ふから、何れかゞ誤である。近江の方では蛭谷の大岩氏に、こんな話が傳はつて居る。中興の祖として居る助左衛門重次、元和六年に國々を巡つて、此村へ來つて木地職の小屋を訪ねると、我々は既に木地屋を罷め、今は塗師屋に爲つてござると、至つて等閑の待遇をするので取敢へず、

これたかの流れの末はさがりかや木地屋をぬしとぬつたりはげたり。

と詠んで見せると、皆々感じ入つて心得違ひを覺り、改めて先例を守ることになつたとある。之に由れば移住の年もずつと古くなるが、此狂歌の調の新しさ、氏子狩の起原のさう昔で無いこと、それに下蚊屋の小椋氏の分家が亦大岩氏であることを考へ合すと、やはり注意すべき傳説と言ふ迄のやうである。

(一一) 出雲では木地屋敷と云ふ地名の多いことを除けば、まだ何も知らぬから石見へ行く。俚謠集には同國邑智郡の田植歌として、

三ばいのおん盃はごこ木地か、

紀の國木地でやら見ごと

と云ふのを擧げてゐるが、しかも亦諸所に木地挽は入つて居た。美濃郡檜木見村の深山中に、假屋住居をする者のことは石見外記に見え、鹿足郡吉賀郷に居た木地屋に就ては、吉賀記に記事がある。六日市村の御立山には寛延中より安永の頃まで居た。七日市村の拔舞と云ふ部落では、元祿の前後に田植を見物に出て来て酔狂した木地屋を、百姓が打殺した大事件があつた。彼等が小屋掛の民であつたことは確かだが、全體に此邊から西では近江の移住者と云ふことがまだ證明し得られぬ。吉賀で唯一つ注意すべきことは、木地屋床と云ふ地に金屋が住んで居て、今も菩提地と云ふ墓跡の遺つて居ることである。享保頃のことであつたと謂ふ。近江の東小椋でも足利末期に銀山が始まつて、それが移動の一つの原因らしく思はれるので、二つの部曲の關係が想像せられる。

一七

九州の木地屋分布はまだ一向に明白で無い。肥後の五箇庄に古く此産業のあつたことは、偶然に天草島鏡の中の古文書に見えて居たが、今其年代を記憶して居らぬ。仁田尾村の庄屋と年寄が保證をして、山鹿新町の根取七郎兵衛、木地屋源八の兩人及び菊地郡隈府町の根取孫四郎、渡世の爲八挺の轆轤を用ゐて作業をしたいと云ふ願書の事で、毎年十月頃に提出するとある。隈府山鹿の根取と云ふのは、古字

では無くして職業の名であらうか。それにしても何處から移つた者か、分らぬのである。三曉庵隨筆の上巻には、大隅根占の漆器製造が、本來紀州根來に學んだものであることを説く序に、又斯んなことを記して居る。曾て肥後の八代の放生會の時に彼地に行掛り、宿の亭主が料理を出したが、其器は根來手筋の黒椀であつたから、珍しいと思つて出て來た亭主に問ふと、是は八代から二三里の奥に一村あつてこの椀を作るが、元は根來山から出た者で、今に其子孫が續けて作つて居ると云ふ話であつた云々。斯うして近世に漆器原料の新なる需要が起つたとするならば、五箇山中の木地製造も、同じ郡だけに此と關係があつたかも知れぬ。

近世の漆工業に根來の影響の多かつたことは既によく知られて居る。併しそれが九州へ入つて來た路筋を知るには、やはり先づ漆の産地を考へねばならぬ。根占田代の椀類の起原は、あの地方に良質の朱を産した爲であつたこと、色々の書物に見えて居る。即ち木地は寧ろ之に誘はれて起つた工業である。併し小椀の黨が説く如く、昨日の農夫今日から轆轤を挽くと云ふわけに行かぬ故に、其傳來を遠く東國に尋ねるのも、必ずしも無理で無いのである。

此序に更に考へて見るのは、琉球塗と稱する赤い漆器の始である。其木地は如何して製し、いつ頃此島には轆轤の使用法を入れたものか。琉球國舊記には木地引勢頭一員、王家に置かれたことは相應に古いやうに書いてある。近世に至つては別に引物奉行を建て、分管すとあるが、挽くと云ふ以上は双方共

に轆轤を用ひたことゝ思ふがどうであらうか。遺老説傳附録には、大隅國分の人鮫島某、海上逆風に遭ひ漂流して沖繩に到り、留まること數年の後、宮古島の女を娶つて子さへ生れた故に、終に歸化して安里掟(アサトオキテ)と稱し、久茂地から後に若狭町に住んで、引物を以て産業とし、後又其業を國中に教へた。俗之を引物工又は轆盤工と謂ふ。本國の轆轤此よりして始まるとある。年代が書いて無いから何とも謂はれぬが。是では話が少し新し過ぎるやうである。此器械の島に古くからあつたことは、必ず證明せられると思ふ。鮫島氏は單に民家日用の器物の製作に、此機械を利用することを教へたゞけではあるまいか。それにしても今日の島名産の塗物は、やはり近江の恩澤を間接に受けて居るかも知れぬのである。

(一一一) 九州にはもう澤山の話が無いから、海を渡つて土佐へ往つて見る。土佐では山奥の木地屋、列擧することも出来ぬほど多く、その或者は亦土着して居る。南路志卷三十五には何村の事とも書かずに彼等が藏する四つの文書を掲げて居る。一は美作にもあつた承久二年の漢文縁起、第二は例の承平五年の、西は檜權の立つ程、東は駒の蹄の通ふ程とある御繪旨である。第三には君ヶ畑に傳はつたる延文二年の尊氏の免狀、宛名は江州小椋一類君ヶ畑木地引中へとあるから、作者も年代も略推測することの出来るもの、第四は眞物で、近く寛保三年の宗門改手形である。此は蛭谷方の歸雲菴から出したもので、結局この四通は、同じ家の所藏では無さうに見える。次に土佐州郡志に載せた一つの口碑は、木地屋

由緒談の參考として、爰に書漏すことが出来ぬ。要點だけをかい摘んで言ふと、今の何村の内が長岡郡下名と云ふ村から、西北伊豫の方に越える路の傍に王子權現のある地を、土地の人はカリヤと呼んで居る。其昔京から五人の公卿流されて来て爰に居た。里人之に同情して其無聊を慰めんが爲に、毎年八月廿三日より廿八日まで、此地に於て市を立てた。鄰國の商賈も追々來た故に假屋とは謂つたので、上假屋下假屋と南北に店屋を設け、且つ運上を收めた。王子權現は即ち五人の公卿歿して之を祭つた社であつた。後に伊豫の商人等路遠く運搬に不便なるを以て、願うて其市を彼國川之江町に移し、其折の約束として入子鉢、杓子、折敷、曲物の四種類だけは、此村以外の者には之を賣らせず、下名の人が川之江の市に行けば、最も便利の地を擇ばせる習ひであつたが、年久しくして其法は廢れ、たゞ今以て川之江には市がある云々。加賀や丹後で椀が流れて來た木屑が流れて來たと謂ふのと同じで、山に在る物が平地へ下つて來るのは自然の話であるが、市立に縁の少ない京の流人を説き、尙其神を王子權現と傳へたのは、どうしても杓子入子鉢製造者の、故郷が近江であつたことを推測せしめる。伊豫も西の部分には又別箇の木地屋集團があつた。松山市唐人町新立町の木地問屋市郎兵衛の名は、寶曆二年の君ヶ畑寄進帳に見え、其次には浮穴郡柚野村戸泥山の、木地師若干が名を連ねて居る。柚野は今の柚川村の大字で、即ち久萬山の内である。久萬山の口碑類には特色があつた。源三位頼政の舊所領と傳へて、鶴の亡魂の話や矢竹の双生のこと、其他比較研究に由つて、或時代に大規模の口碑運搬があつたらしいことを

窺はしめるものが多い。或は木地屋の之に參與したことを發見し得る時が來るかも知れぬ。

一八

(一三) 阿波では美馬郡一字村の赤松谷に住した小椋六三郎同幸太郎吉藏等が、百年前の江州小椋村に於て知られて居た。甲子夜話續篇五十一に、徳島城下より西南三十里、半田からも十八里、劔山の奥に住む木地挽とあるのは、此とは又別地であつたらうが、兎に角に山中多くの木地師の中心と頼んで居たのは、半田村の半田塗であつて、其本家は前年代議士にもなれば又藍綬褒章をも賜はつた大久保辨太郎氏であつた。此家にも元龜三年の繪旨即ち前に謂つた小野宮社務に宛てた一通を傳へ、略其頃に近江筒井峠の麓から移つて來たと稱する。漆工傳統誌に元曆年中の開業と云ふ説を傳へて居るが、それは近江の本家の歴史か、はた又半田に於て或者がさう信じて居たのか、祖谷(イヤ)を始として劔山々彙の中には、殊に平家谷の話が多いから、斯うした年代の口にせらるゝも至つて自然なことである。

(一四) 次には紀州の話になるが、自分の聞いて居るのは、熊野山中の事ばかりである。熊野は既に二百五十年も前、大阪から偽物の巻物を賣込んだ話もあり、木地屋の居るのは古いことであるのに、何故か最近の二つの報告では、他國から新たに入込んだ者がある。西郡二川村兵生の山には、明治三十年頃に阿波から五六戸來て居たが、後に又何處へか去つた。始めて知つたことは、彼等が單に「木地」と謂

つて居たものは、脚の有る白木の高杯で、神祭の用に限り用ひられる。言語習俗土地の者と同じからず又木地屋は神の器物を作る者なれば、其娘を貰ふと位負けがするなごし謂つて、一般は縁組を欲せぬが中々美人が多く従つて一々常人に嫁して居るのもある。又御幣餅を作つて食ふ風がある。握り飯を串に刺し焼いて味噌をつけたもので、自分は之を甲信遠參の地方食物かと思つて居たが、彼等が阿波の山でも食つて居たのを見ると、尙考へる必要がある。次には東牟婁郡の高田村の邊に居た木地屋も、土佐から移つて來た者らしく、木地は元土佐國に始まつたもので、本職人は必ず土佐の巻物を持つて居ると謂つた。櫛の實の御椀を見て、工夫發明したとも謂ふ。此連中に就て始めて知つたことは、彼等が神信心で、月の朔日十五日には必ず神詣りを爲し、其時は大峰參りの袈裟に似たものを懸けると謂ふが、何であらうか。以上の二つの報告は「郷土研究」に出て居る。紀伊國續風土記の、東牟婁郡請川村野竹の條には、熊野の木地屋にもと近江から來た者の多い證據の、興味ある話を載せて居る。元文年間の事であると謂ふ。此村の彌七郎と云ふ七十ばかりの親爺、病氣に罹り突然悶絶したので、家内の者びつくりして之を喚び活かすと、正氣は附いたが言語態度がまるでかはつて、女房子の顔も見知らず、言語は熊野の人で無く、木地引の言語と爲つて居た。木地引の者には近江國の詞が多く、誰が聴いてもすぐ分るのである。これは其頃同じ村の山奥に、同じく彌七郎と云ふ木地屋が住んで居て、近頃死んだばかりで魂がまだ消えずにあつたのが、我名を聲々に喚ばれるので、戻つて來て別の彌七郎の體內に入れかはつた

のであらうと云ふことであつた。さうして尙十年ばかりも生きて居たと云ふ話。其批評は爰には略して置く。熊野の木地屋が近江と往來し、能く惟喬親王の舊事を記憶して居たことは、色々の材料から知ることが出来るのに、尙此間にも異傳は混入する。例へば西郡栗栖川村の下芝と云ふ部落の如き、同じく續風土記七十三に依れば、山を小倉山と謂ふにも拘らず、護良親王の舊事を語つて居た。親王此山中を御通過の折、木地作る者の小屋に一宿したまひ、木地職の免許狀を御與へなされた。故に小倉山の頂上の地を、木地ヶ平と謂ふ也とある。人も知る如く熊野の山間で、近代最も人望ある半神の貴人は大塔宮であつた。故意にせよ誤謬にせよ、此混淆は亦極めて自然である。

(二五) 熊野も熊野川を渡つて三重縣の管内に入ると、又事情が稍變化して來る。一方には吉野の北山、他方には多氣の奥から、大臺原山の南面にかけて、別天地を又更に區劃して居たらしいのは、或は中世以來の信仰生活に、複雑な原因を根ざして居たのでは無いか。之を明白にする迄には尙年月を要するが、少なくとも伊勢神宮の勢力が此方面の木地屋に影響したことは事實である。尾鷲の中井浦の金剛寺は、和深の山中に居住する木地引に對して、支配の權を持つこと、略近江の筒井公文所又は高松御所の如きものがあつた。此も續風土記の記述に依れば、木地引はもと江州君ヶ畑の親王家の臣であつたが、親王家斷絶の後浪人と爲つて諸國の深山に入り今の渡世を營んだ。親王家の免許狀も持つて居るが、江戸時代に爲つて切支丹の禁令嚴しく、此徒の取締が六かしいので、伊勢では山田の御師出口信

濃太夫及び八ッ野兵部太夫に命じて之を支配せしめたが、紀州の和深山は宗門改も行届かず、之を又當寺に委託して支配せしむることゝした。それより永く檀家として、春夏の間に徒弟を遣つて山々を巡り彼等の小屋に就て讀經せしめることゝした。兩木屋と名けて木地引には二派あつた。一を木地屋小屋、他の一を負禰(オヒネ)小屋と謂ふとある。負禰の意味は自分には分らぬが、或は前に出した肥後五箇庄の轆轤業の、根取某と云ふのと關係があつて、仕事の過程から來る分業であつたか。はた又君ヶ畑蛭谷と云ふ類の、所謂仲間割れであるか。今に此名稱に基いて追々に判明するであらう。南伊勢の山間の村には、現に小椋の苗字を名乗りつゝ、轆轤の作業に従事せぬ者が中々多い。本朝國語に採録せられた多氣郡藤小屋村の如きは、單に其一例といふ迄である。藤小屋は有名なる杓子生産の中心地で、惟喬親王の臣倉橋左大臣なる者、親王の令旨を帶して、近國の山々より杓子の材料を、自由に採取すると傳へられる。杓子も小椋庄の産物の一つで、宮御考案の四品の中に算へられ、近代の文書にも其名が見えるが諸國の所謂木地屋等は、多くは純然たる轆轤師で、杓子の方には與つて居らぬ。さうして杓子工の分布を考へると、今まで列擧した區域よりも、又遙かに弘くなるので、結局は小椋の産業に發達の階段があつて、器械の簡單な杓子の方が、古く稚く且つ稍疏んせられて、早く分れて出たことを想像せしめる。多氣の藤小屋村などは杓子の方の一の本山であつて、しかも近世は江州との聯絡が全く無かつたやうに思はれる。

一九

(一六) 一巡して愈々大和の南まで還つて來たが、熊野と吉野とは昔の江州の氏子狩にも、行惱む山阪であつた如く、今以て路は幾股にも岐れ、至つて昔の筋が辿りにくい。先づ第一には大峰の根本行者、前鬼の中にも前鬼の木鉢があつた。それが木臼などのやうに只の刃物を以て、彫りくぼめたものであつたか否か。古い漆部の時代は兎に角、中世の吉野根來又は吉野塗の盛な頃まで、木地は手で造る轆轤細工は、近江の者のみに任せて居たか。多分は獨立して此地方にも、同じ生業が起つたことと思ふが、其證據は未だ得られず、却つて小椋一類の覺束ない傳説が、次第に浸潤した名殘を見出すのである。其例として最も顯著なるは、吉野郡川上村大字高原の住民が、自ら信じ又人をして信せしめんとして居る舊記である。吉野名勝誌は此問題に關して、推賞せらるべき親切の書である。参考に必要なる一切の材料を採録して、宮城田中の二氏の如き斷定がして無い。之に由れば、高原には今も惟喬親王の御所跡と稱する一地がある。井光の伊藤某氏には其由來を記した文書があつて、桂上田兩家起立系譜と稱す。曰く聖武帝の臣に船手大臣なる者、能戸國に立越えて木地を司る元祖と爲る。其裔近江國君ヶ畑の在家に養子となり、後に木地師の司に任す云々。惟喬親王吉野に入り住したまふ後、君ヶ畑に赴き留りたまふこと九年なり。後再び高原には還りたまふ。桂將監御供す云々。又一通の文書には、親王は貞觀九年八月

九日を以て、吉野の井氏の宅に移りたまふ。井氏の女を左右に召されて、御子あり高胤と謂ふ。後に井氏を嗣ぎ吉野の首長たり云々とある。川上村誌の記する所では、高原區の木地ヶ森は、惟喬親王の從臣たち、居を構へて始めて木地を製した故跡である。後年植林事業が繁盛して、木地の業は中絶したが、今も木地屋衆木地屋筋など稱して其家がある。村共有の古文書に、元弘三年八月、當時の領主北畠殿に宛てた由緒申立書の案と云ふがある。此もいつそ全文を擧げて置く方が簡明である。

木地司山住之一件依御尋書附指上候

惟喬親王君ヶ畑より供奉御隨身此所に止り

大君御在世の御時より木地職を營み侍によつて、承久二庚辰年九月二日 帝より鳥のつばさの及んだけ駒のひつめの至ん程と有之綸旨を頂き木地の司なるものは君ヶ畑と高原に住候是宮浪人なり年月を重ねて北山熊野攝津有馬湯杯に同性有之事者分明候其他諸國の山住に同性の者有之由雖申傳候全國之事者不詳唯依往古免文置狀等五通並に木地根本君畑と高原頂戴致置候綸旨の二書指上候

元弘癸酉三年八月

和州吉野郡川上七保内高原總中

北 畠 殿

此中の鳥の翼駒の蹄の印象深き勅書は、即ち蛭谷で承平五年霜月九日の日附を以て傳へられる文書のこと、又承久二年壬辰は所謂木地屋の卷物の方の日附で、君ヶ畑で承平二年庚辰とあるのと同文のもの

である。次から次へ斯うして作つて行くうちに、自分たち迄が折々取違へるほど、込入つた細工である。自分が此問題に注意をする點は二つある。其一つは北山の木地師が何故に、近江の傳統に従順ならず、新たに色々矛盾を招いたかと云ふことである。彼等は大阪の淨入坊から、近江の巻物繪旨を買入れる位に、昔の事を知りたがつては居たが、しかも來住が古くて自分にも別の傳説があつた爲に、丸呑み出來ずに若干の調和を試みたのであつた。高原區の木地屋衆吉川友造氏の家に在る大永三年十一月二十七日の置文なるものは、自分の知る限で一番古い本物の文書である。假名文で不明の箇所が多いが、其要領は辻の六郎左衛門・井上兵部・中しましやうげん・高之だんじやう・平太郎兵衛長・山本かびる左衛門の六人の者が、ぬかのを才三郎なる者の子孫に由緒を認めて、將來或條件具足の場合に、其格式を引上げることとを約したもので、つまり門地の争の解決である。「其證據には堂の別當、若衆の頭、木地の座、衣類身のまはり、萬六人のなみにすべき者也、但し名乗は初瀬川の朝臣胤清也」とある。小椋と云ふ家號は他の國と異なり、吉野の北山では少しも用ゐられぬが、此等の人名を注意したら、尙何か近江との關係がわかるかも知れぬ。例へば辻氏は東小椋村にもあつて、近年の村長の家もそれだ。吉川は加賀の木地眞砂の古文書にもある。恐くは杓子折敷曲物の方面に携はる舊同族の家號と、大に比較して見るべきものであらう。第二に注意する點は川上郷最重要の歴史、即ち入之波(シホノハ)三之公の小倉宮御傳記との關係である。我々は京都の物知りに従つて、後龜山上皇の御孫金藏主、還俗して再び吉野に

入りたまひ、若君御二方あつて、自立の御志があつたのを、赤松の家人等欺き近づいて害し奉ると聞いて居るが、吉野の地方史は少なくとも近世以後、中々こんな簡単な事では濟ませて居らぬ。寛永十三年筆と稱する「南朝治争之事」、或は南山雲錦拾要などの如き、浪合記一流の本が幾らもある。南朝遺史は文政五年の著、主として材料を川上村の諸記録に採つた。南山義烈史も井光の伊藤氏の文書を承認して筆を立てて居る。而して舊記と題するものは多くは新記であつて、甲乙對比すれば必ず一方を偽作とせねばならぬものであつた。又其目的も大凡知られて居る。全體の批評は自分の事業で無いが、木地屋に係ある一節だけを拔萃すると、南山義烈史には小倉宮の御事を述べて、「敗れて近江に走り、君ヶ畑に至り、山村某の家に隠れ、備さに辛苦を嘗む」とある。吉野郡舊記は嘉永五年の著であるが、此話をもつと詳しく、「江州山奥甲賀郡君ヶ畑へ行玉ひ、民家に安居し玉へり。空因王君ヶ畑民家の婦を妻となし住せたまふ。爰に若宮二人御誕生被爲在事云々。文安五年戊辰八月君ヶ畑御出發せられ云々、入之波奥三之公皇居被忍行座御案居ト云々」とあるが、此等は共に幾つかの記録の繼合せで、其材料の一つは惟喬親王の隨臣だつたと傳へらるゝ桂某の家の、北山莊由來記に、「父宮尊義王嘉吉の變に江州甲賀郡に遁れ、武内の末裔の山村の女を幸し生れたまふ云々」とあるのと、次には前に擧げた伊藤氏の覺書に、「萬壽寺宮江州潜居中二王子あり、後井光に來り伊藤五郎太夫祐國に寄り、其女を容れて第三王子を生む。尙尊王と謂ふ。後難を避けて外姓伊藤氏を稱す云々」とあるのを結び合せ、其上に君ヶ畑だけは、木

地屋の祖神惟喬親王の近江から、ほんの時借に借りて來たものであつたことが知れる。此の伊藤家の著述はよくくゝのもので、村の水源に聳つ三峰山を、小倉山一名龜山と稱すと謂ひ、昔應神天皇行幸ありて暫く潜居したまふ處なごい迄書いて居る。入用とあらば天武天皇もおはしますのに、殆ど貪欲の沙汰とも謂ふべきほど、高貴の方々を山奥へ迎へたがつて居る。之を要するに小倉宮御傳記の最もゆかしい半分は、近江の小椋村から出た人の話が種になつて、後年に誤解若くは曲解せられんとして居るのである。

二〇

會津越後の高倉宮傳説の、中古の作者かと云ふ疑惑は、今や小椋一黨の上にかゝつた。其小椋氏の國內移動の消息は、自分が不完全ながら、諸君の前に述べて見たのである。さうして置いて爰に自分は、最も鮮明に傳説に對する態度を表白する。日本で今歴史家と謂はれる人の二分通りは、力めて傳説を信せんと欲し、「亦以て古史の闕を補ふに足る矣」なごい謂ふ人である。他の八分通りは此弊に鑑みた結果、之を史料の敵の如く心得て、其説く所が何を意味するかをも、考へて見ようとせぬ人である。そんな態度は双方ともいけないから、自分は之に與しない。國史の編纂に従事して居る人たちでも、もう既に感じ得たであらう。我々の昔は至つて大きく且つ長いのに、殘されて居る文字は乏しく且つひどく偏

よつて居る。國民生活の中心たる最高最貴の御系統すらも、端々は決して明瞭で無い爲に、今に於て尙驚くべき異傳を發生する。況んや草莽の間に隠れて、幾千百歳を経た家々の經歷、殊に其交錯と結合調和、之に基く大なる統一に至つては、僅かに六百年五百年の近い過去だけでも、單なる注意深い搜索と排列、又精細なる推理だけでは、結局其跡を尋ねることが出来ぬと、答へねばならぬ懸念は無いか。而して我々の史學は正に之を要求して居るのである。史學には限らず何の學問でも、要求は皆不審を散ずるに在り、國民は今やこの茫漠たる大きな過去に對し、無限の不審を感じて居る。如何に奮勵して見ても、到底の不可能は勿論有る。併し方法は盡さねばならぬ。史學に在つては今日まだ其方法を盡したとは謂はれぬのである。字で讀む以外の多數の史料の中で、眼を働かしめる部分は次第に延びて行く。考古學などは追々に役立つであらう。之に反して耳で考へる方面が残されて居た。日本人は最も耳を重くない國民か。學校でも講演會でも、聽いた通りを信ずるか。然らざれば丸々之に斥けて考へて見ようかせぬ。村落に文字の無かつたのは近い頃まで、口から耳への傳承は、實は文字に數十倍して居たのである。文字には偏狹なる目的あるものが多きに反し、口碑には偶然のものが多かつた。それを右の如き態度で臨んだ爲に、先づ以て一見無意味なる莫大の昔が亡びんとして居る。故に我々は先づ之を保存するの術と、次には之に由つて教へらるゝ方法とを學ばねばならぬ。今迄の成績の貧弱を悲むべき歴史の學徒は、殊に外界の援助に對して謙遜であることを必要とする。

本地屋の惟喬親王の如きは、拙劣なる近世の假托であるかも知れぬ。明白なる虚構に非ずとも、此矛盾と此誤解とは、到底我々を誘うて之を信する者に伍せしむることを許さない。しかも自分の見る所を以てすれば、傳説の史料としての價値は、全然此と別問題である。殊に其の國々の變化が、最も見易い法則に遵據して進んで居ることは、研究者の爲に大なる便宜である。之に由つて單に第一次の事實、即ち近江の一山村に此の如き事蹟を信する者あり、出で、遠近の府縣に棲住して、屢々丁寧之を語つて居たことを心付くだけでも、恐くは新しい一の發見であり、又説明であらうと思ふ。況や此だけの熱心此だけの結構を以て、皇子潜幸の物語を、一族の祭神に附會しなければならなかつた理由、其皇子を惟喬親王と爲さねばならなかつた必要等は、幸ひにして之を明かにし得たならば、必ず更に進んで一般的に、國內各地の信仰生活の特質、又は之に與る人々の性情習癖と、尙其原動力となつた天然の理法、即ち名けて民族の運命とも謂ふべきものを、見出し得ることになるかも知れぬ。問題の側から言ふならば、我々が往々にして逢著する疑、例へばどうして日本には國々に平家谷の傳説が多いのか。又は何故に天皇諸皇子は、しばし田舎の山奥に御隠れなされたやうに傳へられたまふかの如き、是迄史學者が知らぬと答へて窈かに耻ぢて居た多くの社會現象が、稍分明して來る上に、やがては又我々の世中の觀やうを改良せしめてくれるのである。

本文で既に述べたやうに、自分は傳説に對する學界の待遇を批判するが目的であつた故に、木地屋の生活に關しては、まだ多くの不明瞭の點が有るまゝで、此研究を發表してしまつた。従つて愈々何故に此の如き珍奇なる史的現象が存したかを解説するには、よほど力の不十分を感じる。後日訂正すべき點が定めて多いこと、思ふが、兎に角現在之に由つて考へて居る二三の意見と共に、豫め今後の研究方針を掲げて、同情者の援助と補正とを待たうと思ふ。

(イ) 木地師の移住史は、第一に日本の不思議な社會現象、即ち苗字の今日の如き分布混淆を或程度まで説明させてくれる日が来るかも知れぬ。小椋は今日小倉大倉大藏なども變化して、弘く此徒の行く處に伴うて居るが、彼等が此苗字を唱へたのは、さう古いことで無いらしく、却つて本村には色々の家名がまじつて居る。是は多分小椋太政大臣實秀を、惟喬親王の第一の從臣とした舊記が、愈々成立したのみならず、それが諸國に居る同業に、尊重せられるやうになつてからの流行と思ふ。即ち近江からの巡回員に烏帽子料を納め、元服の時などに授與して貰つたのが元と思ふ。然らば太政大臣がどうして小椋の苗字を賜はつたことに、説かるゝに至つたかと謂へば、それは土地の名が小椋庄であることも一の原因だが、本來小椋は好ましい苗字でもあつた。京都にも此家名の公卿があつた上に、近江では小倉は相應に名家の名であつた。蒲生郡誌に引いた永源寺文書を見ると、永正天文の頃に若干の小倉氏が活躍して居る。佐々木の被管としては良い顔であつたが、それが亦小椋庄を以て、所謂名字の地にして居たの

である。小椋庄の起立は随分古い。兵範記の原本保元二年の條の紙背の文書に小椋御庄の名が見え、近衛殿の御領と爲る前に、冷泉宮領として既に有つたらしい。地名は大に古く、苗字は大に新しいとすれば、他の原因から此苗字が出来たとは言はれぬのである。而して此地名は地形から來たもので、他の多くの小倉と同様に、クテは巖石ある地のこと、即ち今の八風越の昔の路が、岩根を踏んで登る峠であつたのが、やがて此邊の弘い地名になつたものと思つて居る。是迄考へる必要は無いのだが、外來民族で且つ特殊の信仰を携帶した大藏氏と、何かの關係があるやうに、一度は自分も考へたことがあるから、豫め其推斷を防ぐのである。

(ロ) 木材工藝に従事することゝ、諸國山地の移住とは必ずしも相伴はねばならぬ理由が無い。従つて木地師が此村から出て、他國の山に入るに至つた始は、又何か別箇の動機が有つたわけである。此地に木工の起つたのは、單に山の中だからと謂つてもよし、檜物御庄の入野であつたからと謂つてもよい。村に材料が乏しくなつて、どうして出て行く便宜が出来たかと謂へば、最初は商賣と工作の爲に旅行の免狀を得たのであらう。轆轤の利用が些しでも他の地方より早かつたら、其は大なる特長に相違ないが其他に見道がせない二つの點は、多賀宮の杓子に關する信仰と、庄内の政所部落に一時繁昌した銀山である。前者は土地の割合に需要を急増するから技藝を進歩せしめ、後者はこんな山村に廣い世間を結びつけて、旅で稼ぐ心持を刺戟した。或は金山師の來住が轆轤を教へたのかも知れず、或は失業鑛夫の或

者が、自身最初の旅の木地屋であつたかも知れぬ。金屋も同じ頃に國內をあるいて、金山を發見すれば土着して開いたらしい。木地屋の小屋掛も同じ境遇で、働きながら旅をして居ると、自然に土着することになるのであつた。但し女房はいつ連れて行つたと云ふ問題はあつた。自分は寧ろ行く先々の土地で、只の人から娶つたかと思ふが、伴うて出て来てもよい事情はあつた。轆轤はちやうど女か小兒か、半人分位の助手を要したのである。要するに木地屋移住の初期は他の旅行商業と略同時代で、即ち官營の本式の運送方法が次第に六かしく、普通の往來の却つて困難であつた南北朝以後、足利氏中期位に、何か僅微なる特典に刺戟せられて、寧ろひきれ賣などの商賣の方から入つて、漸次に工業の方に移つたものと思ふ。だから山中の住民の割合に、説話が多かつたのだと思ふ。

(ハ) 惟喬親王を祖神とするに至つた原因は、其の三つ以上を想像し得る。第一には小野宮又は小野明神と云ふ神の、此國で弘く祭られて居たことである。即ち小椋庄の小野宮も、此風瀬に基いて、先づ起つたのであらうと思ふ。湖西の小野郷に住んで居た小野氏といふ一族は、猿女氏の傳統を負うた特殊信仰の宣傳者であつて、此も小椋氏のやうに弘く全國に分布して神に仕へて居る。小野宮は此系統に屬するものらしく、君ヶ畑にも或は此一族が神を運んだものかとも思ふ。さうすれば住民の旅行上手にも遺傳があり、各地の傳説が小野系を脱しないのも説明が出来る。惟喬親王は山城の小野に御住居なされてやはり小野宮と申上げたから、混同は自然である。湖南の各村に親王の御遺跡と云ふもの他にも多く、

又古くからのことであつた。舞の詞曲の「景清」にも、既に馬淵畷の無生寺の惟喬皇子の御跡を語つて居る。田中長嶺氏の偉績考は、此等の傳説地を繋ぎ合せて、宮御旅行の道筋を説き、獨り小椋山中の民だけが空想したのでは無いことを證せんとして居る。それほどに自然なる解釋であつた。宮は其御不遇が歴史を讀む者の愛慕を集めたまふ上に、京近くでも近江と獨立して、其遺臣が御靈を祭るといふ傳説が二三の村に存し、人によく知られてゐた。それも亦近江の小野氏の事業であるか否かは知らず、如何にも仰ぐに堪へたる貴人であつた故に、村々の王子の御神に御名が入用となると、此親王を勸請するやうになつたのである。但し此皇子を轆轤の發明者とするのは、ごこ迄も意外なることである。

(二) 君ヶ畑と蛭谷との争は、最後迄白川吉田兩家の衝突であつて、君ヶ畑の先に敗れたのは、吉田が蛭谷に味方した爲であつた。君ヶ畑は其前から終始白川家に附隨して變らなかつたのである。しかもこの小椋庄は、古く神祇伯家の初祖兼覽王の御領であつたと傳へ、偶然の因縁で無いやうに考へられて居た。惟喬親王は又其兼覽王の御父である。白川家の方でも或は此理由から、特に親王を祭る社などを、京近くにも經營して居たのでは無かつたか。とにかく君ヶ畑側では此關係から、どうしても御神が惟喬親王なることを疑ひ得なかつた。此序に尙言ひたいのは現在の多くの系圖集には、兼覽王の御妹に古今集作者の三國町を記入して居る。恐くは證據の無い説と思ふが、親王を神祇伯家の始祖と見る場合には誤にしても意味がわかる。マチはマウチキミ、マチキミなどに同じく、神に侍する者の名であつたから

である。君ヶ畑の金龍寺を、後に潜して高松御所など、唱へるに至つたが、一方由緒書には宮の假御所を小松ヶ畑、又は小松御所と書いて居るから、多分一つであらう。これが多數の平家谷口碑に、小松氏と云ふ舊家を中心として居る事情を、説明するもので無いかと自分は思ふ。即ちコマツと呼ばれる、神人が、我神を貴人なりとし、京都より下りたまふなど、謂うたのが、諸國によく似た傳説を發生せしめたと考へられるのである。小野宮の御女に町と云ふ名のあるのは、やがて又小野小町一人に非すと論せらるゝ程に、各地に同じ口碑のある理由であつて、君ヶ畑の中古の縁起は、手筒ながらも傍から、斯ういふ傳説の流布する時代の心持を少しづつ教へてくれるやうである。

(ホ) 最後に今一つだけ、惟喬御傳記の起つた事情を擧げて見たい。蛭谷の筒井八幡の縁起と云ふのは大岩氏の家傳では、もと鄰村岸本の藏人と云ふ舊家から、譲り受けたことになつて居る。蛭谷で承平二庚辰、君ヶ畑で承久二壬辰として居る所の、大藏卿惟仲以下三人の署名ある下手な漢文の一卷は、其實物で無くとも、實物だと稱して居たものらしい。其中には岸本村に關することが、末に只一箇條書いてあるだけである。其文はよく讀めないが、親王薨去の事に引續いて、

同日愛知郡岸本太子殿南表 皇大明神正八幡宮薨竝立毎月八日九日小椋大臣出仕畢

とある。之を字の通りに解するならば、岸本に太子殿と云ふが前からあつて、其南表に伊勢と八幡の二社を新營したとなるやうに思ふが、後の小椋村の人々は、此文に由つて君ヶ畑の大皇大明神、蛭谷の筒

井八幡を、共に惟喬親王を祭ると解したやうである。さうして君ヶ畑では小野宮を今の名に改稱してしまひ、爲に大なる不利を招いたのでは無かつたか。惟喬には太子の位を御争ひなされたなど、云ふ物語はあつたが、親王の廟所を直に太子殿と云ふ道理が無い。これは河内の例と同じく、聖德太子の御堂のことである。さうなれば今の傳説の固定する以前から此山村には聖德太子の御巡歴を、語つて居た信仰があつたのであらう。此太子ならば甲斐の黒駒秦の河勝、如何なる國へも御供申したのみならず、東西の諸國で之を木匠の神と崇めた例も多い。しかも亦其傳説の今一つ前は、奥州豊後で共に語るやうに、用明天皇と其御妃に該當する男女の御神先づ出たまひ、其間に生れたまふ智德充足の若君を、即ち豊聰耳なるべしと考へたのが、次第に佛者に利用せられたので、現に大隅薩摩では今尙同じ舊傳を天智天皇に寄せ、賀茂大三輪では之を天つ神と玉依姫との御戀語りとして保存して居る。文字に乏しい里の翁が、自ら此の如き半分の調和を、歴史の書に求める筈は無い。全く前代の學者が、選んで此様な不自然な固有名詞を注記し、さうして自繩自縛に惑うて居たのである。其間を我々の愛する里人、は終始變せず御名などには頓着無しに、尊き現人神來つて此民を助け恵みたまふと信じ、乃ち之を疑ふ者を斥け憎んで、終に此の如き舊傳を固定したのである。それが大切なる村々の神道であつた。さうして又多くの不可解なる傳説の根原であつたやうに思ふ。